

第4章

南アフリカにおける コンゴ人女性による庇護申請と生活経験

佐藤 千鶴子

はじめに

アフリカ最大の移民¹⁾受入国である南アフリカには、国境を接する南部アフリカ諸国のみならず、地理的に離れた中部アフリカや東アフリカ諸国出身者も多く暮らしている（World Bank 2016, 11, 35; UNDESA 2017）。出身国の多様化をもたらす一因となったのが、1994年の民主化後に難民²⁾保護体制が整備されたことであった（佐藤 2016; 2018）。紛争国に隣接するウガンダやケニアなどと比べると難民受入れ数は少ないものの、南アフリカで難民認定を求める庇護申請者と認定難民を合わせた数は2018年時点で27万人に上る³⁾。庇護申請はアフリカと南アジアを中心に多数の諸国出身者から提出されている。しかし、出身国により認定率が大きく異なっており、認定難民の8割弱

1) 国連や世銀などの国際移民統計（international migration statistics）は、移動理由に関係なく、国籍国を離れて生活する人を移民（移住者）ととらえるため、難民も含まれている。

2) 本章では、国籍国（出身国）での迫害や紛争から逃れるために難民状態にある人を難民として論を進める。ただし、法的な滞在資格を明確にする必要がある文脈では、庇護を求める国の法律にもとづき庇護を申請し、難民認定を待っている人を庇護申請者、庇護国の法律により難民として認定された人を認定難民と表記する。

3) 2015年時点では両者を合わせた数は120万人を超えていたが、2016年に31万人に急減した。この急激な数値の変化をどう理解すべきかについては佐藤（2018）参照。

がソマリア、コンゴ民主共和国（以下、コンゴ）、エチオピアの出身である（UNHCR *Population Statistics*）。

本章では、南アフリカで暮らすアフリカ諸国出身者（移民・難民）のなかで、コンゴ出身女性に焦点を当て、彼女たちが南アフリカで庇護を申請する理由（背景）と南アフリカでの生計活動の実態について考察する。それにより、コンゴ人女性の南アフリカへの移動の動機を解明するとともに、移住後の生活を取り巻く脆弱性の諸相と女性たち自身の対処のありよう、そして移住先社会への統合の課題を明らかにする。

国連経済社会局の国際移民統計によれば、2017年に南アフリカに暮らすコンゴ人は推定5万340人、そのうち63%が女性であった（UNDESA 2017）。同年のコンゴ出身認定難民は2万6043人であり、南アフリカ在住コンゴ人の半数以上が認定難民であったことになる。さらに同年には6000件を超える新規の庇護申請がコンゴ人から提出された（UNHCR *Population Statistics*）。国連の推計に庇護申請者数がどれほど反映されているのかは不明であるが⁴⁾、南アフリカに暮らすコンゴ人のなかでは認定難民と庇護申請者が大きな割合を占めているといえる。

民主化後の南アフリカにおけるアフリカ諸国出身者を扱った先行研究は、ジンバブウェ移民（Crush and Tevera 2010）やソマリ難民（Steinberg 2014）の移動の経緯や生計活動を扱ったものが一定数出ている一方で、ほかの諸国出身者に焦点を当てたものは相対的に少ない。コンゴ人に関しては、2001年に出版された南アフリカへのフランス語圏アフリカ諸国出身移民・難民を扱った研究書（Morris and Bouillon 2001）に、ザイール⁵⁾（現コンゴ）から南アフリカへの移動が始まった1980年代末～1990年代前半にかけての初期の状況を分

4) たとえば、UNHCRの統計によれば、南アフリカでは1996～2018年の23年間に総計11万2833件の新規庇護申請がコンゴ人から提出された（UNHCR various years; UNHCR *Population Statistics*）。

5) コンゴは、1971～1997年まで国名がザイール共和国であった。本章では、ザイール時代を指す場合にはザイール、ザイール人、1997年以降についてはコンゴ、コンゴ人と表記する。

析した論文 (Kadima 2001; Morris 2001a; 2001b; Simone 2001) が収められている。その後、Owen (2011) がケープタウンに住むコンゴ人の生存戦略について分析している。しかしながら、これらの研究論文・書はいずれもコンゴ人男性に焦点を当てており、女性についてはほとんど言及されることがない。その理由は、おそらく2000年代初頭までの時期においては南アフリカ在住ザイール／コンゴ人の多くが男性であったからではないかと考えられるが、2000年代半ば以降、女性の占める割合が急激に増加しており（下記、図4-1参照）⁶⁾、女性の移住動機と生計活動に焦点を当てる意義は大きい。

本章は、2018年に南アフリカ最大の産業都市ヨーブル<Yeoville>地区で実施したインタビュー調査で得られた知見に大きく依拠している。初めに調査の概要について簡単に述べておきたい。同地区は住人の半数以上が外国出身者であるとされ (Katsaura and Abe 2016, 111)，外国人のなかではコンゴ人とジンバブウェ人が多数を占めている。インタビューは、同地区に事務所を構える2つの移民・難民の当事者団体から紹介を受け、コンゴ出身女性35人と同男性10人に対して、団体事務所の施設を借りて実施した。すべて対面で、1人当たり1～2時間程度、基本的に英語で行ったが、時にフランス語を併用した。インタビューを実施するにあたって、対象者の滞在資格については要望を出さなかった。結果的にインタビュー実施者は、庇護申請者が29人と圧倒的多数を占めたほか、認定難民が7人、庇護申請受理証明書の期限切れなどにより有効な滞在資格をもたない者（非正規滞在者）が7人、ボランティア・ビザと永住権保有者が各1人となった（章末付表参照）。

調査協力を受けた団体のうち、ひとつは移民・難民の権利向上のためのアドボカシーをおもに行っている。もうひとつは保育所を経営しながら、難民

6) 第2節の図4-1に示すように、国連経済社会局による1990～2015年までの5年ごとの国際移民統計から南アフリカ在住コンゴ人の男女比を見ると、2000年には男性が59%であったのに対し、2005年には女性が58%となった (UNDESA 2017)。

女性に対する職業訓練（縫製、菓子パン・ビスケット製造、ネイル講座など）や子どもに対する課外活動支援を行っている。後者の団体は窮乏家庭に対する一時的な物資の配給やソーシャル・ワーカーによる支援も提供しており、筆者がインタビューをした女性の多くが、職業訓練への参加者を含めて、団体から何らかの支援を受けていた。その意味では、調査対象者は南アフリカ在住コンゴ人女性のなかでもとくに貧しい層に属するといえるが、ふたつの団体の事務所周辺を見るかぎり、少なくともヨービル並びにその周辺地区に住むコンゴ人女性の多くがインタビュー実施者と同様の生活状況にあるようを感じられた。加えて、ジョハネスバーグ在住のコンゴ人の知人・友人、移民・難民の当事者団体及び支援団体の職員、研究者らとの会話や意見交換を通じて得た情報も、本書の考察に反映されている。

以下、第1節では、先行研究の整理により都市難民研究が提起する3つの問い合わせを提示したうえで、本章の問題意識について述べる。第2節では、コンゴ人女性が南アフリカで庇護を申請する理由について、女性たち自身の語りをもとに考察する。第3節では、南アフリカの難民保護制度の特質を検討したあと、同国で庇護を申請したコンゴ人女性が、ジョハネスバーグで生活するうえでどのような課題を抱え、それに対してどのような対処を試みているのかについて考察する。「おわりに」では、第1節の問題意識に沿った形で、コンゴ人女性の移動の動機やコンゴ人の同胞コミュニティが提供する社会資本の役割、そして南アフリカの大都市社会への統合のために女性たちが実践する創意工夫の意義について4点にわたる本章の結論を述べる。

第1節 都市難民研究の射程

アフリカの難民というと、国連難民高等弁務官事務所（United Nations High Commissioner for Refugees: UNHCR）や受入（庇護）国政府が設置した難民キャンプや難民居住地で生活する人々を思い浮かべる人が多いだろう（杉木

2011; 2012; 2018; Milner 2009; Rawlence 2016)。しかし世界全体では、キャンプに住む難民は3分の1にすぎず、難民のおよそ半数は都市で生活している(UNHCR 2009, 2; 2018)。UNHCRが2009年に都市難民の保護に関する新たな政策を発表する前後の時期から、難民研究者のあいだでも受入国の都市で暮らす難民に対する注目が増加し、都市難民が置かれている状況や彼(女)らに対する保護や支援のあり方が難民研究のジャーナルで特集されるようになった(*Journal of Refugee Studies* 19: 3, 2006; *Forced Migration Review* 34, February 2010)。その後、この問題に関する論文集や単行書も刊行された(Koizumi and Hoffstaedter 2015; 小泉 2017)。これらの先行研究は、基本的には難民をキャンプや農村の居住地に定住させる政策を探っているケニアやウガンダのようなアフリカ諸国においても、キャンプや居住地から首都のナイロビやカンパラへと自発的に移動して住み着くようになった難民が多数いることを指摘している(Clark-Kazak 2011; Lyytinen 2015; Campbell 2015)。本章の考察対象である南アフリカは、難民や庇護申請者をキャンプに収容しない政策を採用しており、彼(女)らはほぼ全員が都市に住んでいる(UNHCR 2017)。都市難民に関する先行研究の整理を通じて、ジョハネスバーグに住むコンゴ人女性を分析するうえでの本章の視角を提示する。

1-1 都市難民とは誰か

都市難民について考察する際には、キャンプや難民居住地に住む難民とは異なる、特有の問題が存在する。それは、そもそも都市に住む難民とは誰か、という問い合わせである(Hoffstaedter 2015, 2)。アフリカで紛争が起こった際には、紛争国の周辺諸国に難民キャンプが設置され、紛争国から逃ってきた人々がUNHCRなどにより「一応の(prima facie) 難民」として登録され、彼(女)らに対してシェルター(住宅)や食料などの配給を通じた支援が行われる。他方、難民や庇護申請者をキャンプに収容しない政策を採用している南アフリカやエジプト、そして多くの先進国の場合には、受入国の法律や政策にもとづいて、個人により庇護の申請が行われ、難民として認定を受けるため

の手続きが必要となる⁷⁾。

その結果、一口に都市難民といつても、受入国の法律上、認められている滞在資格にはさまざまなもののが含まれる。都市難民について特集を組んだ『難民研究ジャーナル』(Journal of Refugee Studies) 19巻3号（2006年）の序論は、都市難民には以下の4つのカテゴリーが含まれるとしている。第1が受入国の法律により、正式に難民として認定された「認定難民」である。第2は、庇護を申請し、難民として認定されることを待っている状態にある「庇護申請者」であり、アフリカとアジアの都市に住む難民の大半を占める。第3は受入国政府により「一時的な保護」(temporary protection) を与えられた人々である。通常、アフリカの場合は「一応の難民」がこのカテゴリーに入るとされるが、それは難民キャンプから都市へ移動した難民が想定されているからだろう。第4が「難民認定を拒否されたが、その国にとどまっている人々」である (Jacobsen 2006, 274)。

上記のカテゴリーのうち、第4については、果たして難民なのか、こういった人々は経済的動機にもとづいて移動してきた移民ではないのか、との疑問を抱く人もいるだろう。しかしながら、グローバル化の進んだ今日においては、国境を越えて移動する人々を「自発的な」移動 (= 移民) と「強制的な」移動 (= 難民) の2つに明確に区別することはもはや不可能である、との認識が高まりつつある (Van Hear, Brubaker and Bessa 2009; 橋本 2014; 伊豫谷 2017; 小泉 2018)。Van Hear, Brubaker and Bessa (2009) は、「混在移動」(mixed migration) という言葉を用いて、個人にとって移住の動機はひとつではなく、移動の意思決定をする際には、個人の選択と状況による強制という両方の側面があることや、移動の過程で動機が変わり得ることを論じている。さらには、多様な動機をもつ人々が同一のルートや移動手段を利用して

7) ただし、キャンプ政策を探っている国でも、難民の出身国により、「一応の」難民として認定する場合と、個別に判断する場合が併存している国もある。たとえばケニアは、ソマリ人とスーザン人（2006年当時）は全員「一応の」難民として認定する一方で、他国の難民に対しては個別に判断する政策を探っている (Jacobsen 2006, 275)。

移動しているため、一見したところ移民と難民を区別するのは不可能である、ともいう。また、移住の政治的動機と経済的動機を区別する考え方についても、政治に起因する暴力と経済状況を分かつことなど現実には不可能である、との主張もある。Hayden (2006, 478) は、どのような状況から逃れてきた人を難民として受け入れることが妥当と考えるかは、つまりところ受入国側が何に対して「責任や哀れみ、同情を感じるか」によって決められている、と述べている。

1-2 都市難民研究の視点と関心

都市難民研究の出発点は、都市難民はキャンプに住む難民とは異なる問題に直面していると予想される。それゆえ、都市難民に対して提供されるべき保護の内容も異なっている、という考えにある (Jacobsen 2006, 273)。この認識のもと、都市難民研究が主たる考察の対象としてきたのは、受入国の難民政策の内容とその効果であった。たとえば、南アフリカの難民政策を分析したLandau (2006) は、同国の難民法が提唱する保護の内容と法律を実行する際には大きなギャップがあることを指摘し、同国に住む難民が非常に不安定で、脆弱な地位に置かれていることを強調している。

また、都市難民を研究する際の接近方法としては、「生計アプローチ」(livelihoods perspective) が提唱されている。「生計アプローチ」では、都市難民が置かれている「脆弱性の文脈」、難民がとり得る「資産と戦略」、受入国コミュニティへの「影響」の3要素に注意が払われる (Jacobsen 2006, 279-284)。このアプローチによれば、都市難民が保護されているかどうかを判断するためには、難民という地位を得るために政策のみならず、住宅、労働市場、教育、保健医療政策などに関する考察も必要となる (Landau and Amit 2014, 536-538; Hoffstaedter 2015)。

「生計アプローチ」を採用すると、アフリカの都市難民が抱える問題が、非正規移民や受入国の市民を含めた都市貧困層全般が抱える問題と多くの共通点をもつことが明らかになる。安定した雇用を得られるかどうか、適切な

住宅に住めるかどうか、保健医療や教育サービスを十分に受けられるかどうかという問題は、難民にかぎらず、都市貧困層全体の関心事でもあるからである。このような都市貧困層との共通点を認めたうえで、それでも Jacobsen (2006, 276) は、難民には特有の脆弱性が 2 つあることを強調する。そのひとつは、難民の多くが「暴力的紛争や拷問」などを「個人的に経験したり、目撃したりしている」ため、「健康面や精神面での問題」を抱えており、それがゆえに「生計を立てるのが難しい」場合があるということである。そしてもうひとつは、都市難民には「理論的には保護と支援が存在する」ものの、「実際には、[難民という] 法的な地位は、都市難民の生活経験 (lived experience) に何ら違いをもたらしていない」ことである。

このように都市難民に対する保護の重要性を訴えつつも、既存の保護政策の限界を指摘してきた先行研究は、難民が都市で利用可能な資源として、出身国をともにする人々とのネットワークから提供される物理的・精神的支援や仕事を見つける際のコネがもつ重要性を強調する (Jacobsen 2006, 282-283)。移民研究でしばしば指摘してきたのと同様に、故郷や民族的出自を共にする人々により提供される社会資本が、難民にとっても、移住先の選択や移住先での生計において重要な役割を果たしているのである。アフリカの 4 都市（ジョハネスバーグ、マプト、ナイロビ、ルブンバシ）に住む総計 2805 人（うち外国人は 1661 人）⁸⁾ を対象とする調査を計量的に分析した Landau and Duponchel (2011, 10-13) は、難民や庇護申請者のような合法的な滞在資格を得ているか否かではなく、個人のもつ社会的ネットワークが都市生活を営む上で最も効果的な保護を提供しているとした。彼らはまた、総体的にいって、移住者は都市で最下層に属する人々ではないことや、都市で生き抜く力を決定づけるものが、都市での生活経験の有無、とりわけインフォーマル・

8) すべての外国人ではなく、これら 4 都市に住む難民のおもな出身国と考えられているソマリア、ルワンダ、スーダン（当時）、コンゴ人のみが対象とされた。ジョハネスバーグに限り、モザンビーク人も対象に加えられた。ルブンバシに関しては、外国人数が少ないため、ほかの場所から移住してきたコンゴ人の国内避難民 (internally displaced persons: IDP) が対象とされた (Landau and Duponchel 2011, 3)。

ビジネスの経験の有無にある、とも主張している。

都市難民研究におけるもうひとつの重要な問いは、難民問題の恒久的な解決策とのかかわりである。UNHCRは、難民問題の恒久的な解決策として3つの方法を挙げている。第1が国籍国（出身国）への自発的帰還、第2が一次庇護国（受入国）への社会的統合、第3が先進国への第三国定住である。紛争が長引き、10年以上も難民キャンプや一次庇護国の都市に暮らす人々が増加するなかで、自発的帰還の実現については見通しが困難な国も多い。他方で、第三国定住のチケットを得られる人々は非常にかぎられた数のままである（杉木 2018）。そのような状況においては、一次庇護国への社会的統合がおそらく最も現実味のある選択肢として浮上する。都市に住む難民は、キャンプに住む難民よりも受入国社会とのかかわりが大きいため、社会的統合の可能性は高いとも考えられる。だがその一方で、都市難民が受入国社会にどの程度統合されるかは、受入国政府の政策やそこに住む人々の態度に大きく左右される。難民研究者は、難民を受け入れることで受入国が得られるメリットを強調するが（Jacobsen 2006, 283）、南アフリカで時に暴力的な形で爆発する反外国人感情（ゼノフォビア）（Landau 2011; Landau and Pampalone 2018）を考えると、都市難民の社会的統合が容易ではないこともわかる。

以上のように、都市難民研究の関心の中心は、キャンプ以外に住む難民に対して受入国政府などからどのような保護が提供されているか、都市難民は提供される保護の制度と自分たちがもつ社会資本を駆使していかに生計を実現しているか、そして都市難民は受入国社会にどの程度まで統合されているか、という3つの問い合わせるものである。他方で、移動の動機や生活経験に関して、都市に住む難民と移民のあいだには重なる部分があるにもかかわらず、都市難民研究においては、そもそもなぜ人々はある国からある国へと移動するのか、という移民研究が説明しようとしてきた問いは、ほとんど議論されることがなかった。だが、都市難民には、庇護を求める国について、一定程度まで個人による選択の余地があると考えるならば、難民がある国で庇護を求めるのはなぜか、という問い合わせについても検討する必要があるだろう。

以上のような問題意識をもとに、本章では、南アフリカのジョハネスバーグに暮らすコンゴ人女性たちが、なぜ南アフリカで庇護を申請したのかについて、インタビュー調査で得られた女性たちの語りをもとに再構成することを試みる。それを踏まえて、都市難民研究が提示する3つの問い合わせを念頭に置きつつ、都市難民としてのコンゴ人女性の生活経験について考察する。

第2節 コンゴ人女性が庇護を申請する理由

2-1 コンゴ人の国外移住先としての南アフリカ

2017年半ばの時点で、推定166万人のコンゴ人が国外で暮らしている。その多くは、ウガンダ、ルワンダ、ブルンジ、南スーダン、タンザニアといったコンゴ東部と北東部で国境を接する国々か、あるいはコンゴ共和国とアンゴラというコンゴ西部と西南部で国境を接する国々において難民ないし移民として生活する人々である。これら7カ国に加えて、コンゴは中央アフリカ共和国とザンビアとも国境を接しており、これら周辺諸国全体で国外在住コンゴ人の82%を占めている(UNDESA 2017)。

それに対して、周辺諸国以外で最も多くのコンゴ人が暮らす外国はフランス（7万7889人）、次いで南アフリカ（5万340人）、アメリカ（2万5147人）、カナダ（2万1445人）、ベルギー（2万359人）となっており（UNDESA 2017）、南アフリカを除くと、いずれも北半球に位置する、いわゆる先進国である。南アフリカ以外は、いずれもコンゴから陸路で到達することがきわめて困難な国々でもある。旧宗主国であるベルギーやフランスは、ザイール時代から裕福なザイール／コンゴ人にとっての海外留学先であり、モブツ政権に追われた政治家たちの亡命先でもあった(Nzongola-Ntalaja 2003, 179–182)。他方カナダやアメリカに渡ったコンゴ人のなかには、留学や就労を目的に移住した人々に加えて、周辺諸国の難民キャンプから第三国定住の権利を得て移住した人々が一定数含まれる。

周辺諸国ほど地理的な結び付きを強くもたず、ベルギーやフランスほど歴史的なつながりを有しない南アフリカにコンゴ人が移動し始めたのは、1980年代末～1990年代初めにかけてのアパルトヘイト末期のことである。当時はモブツ政権（ザイール）末期でもあり、複数政党制移行が遅々として進まないなかで、ザイール人（当時）に対するビザの発行をヨーロッパや北米諸国が渋るようになっていた。これら諸国への渡航が以前よりも困難になった一方で、南アフリカが相対的に移住しやすい目的地として登場した（MacGaffey and Bazenguissa-Ganga 2000, 40）。南アフリカで「非白人」の移住を認めるための法改正が行われたあとの1989年、両国間に外交関係が樹立され、キンシャサとジョハネスバーグを結ぶ航路が開設されて、ザイール国民は国境でビザを取得できるとする合意が締結された（Fidani 1993; Kadima 2001）。その結果、就労や就学、ビジネスを目的とする「黒人ザイール人」の南アフリカへの移住が開始され、彼らは「集団地域法」（Group Areas Act, No.41 of 1950）⁹⁾が撤廃される前からさまざまな人種が流入して住み着くグレー・ゾーンとなっていた、ジョハネスバーグ中心部に近いヨービルやヒルブロー（Hillbrow）、ベレア（Berea）などの旧白人向け居住区に住居を構えた（Fidani 1993; Simone 2001）。

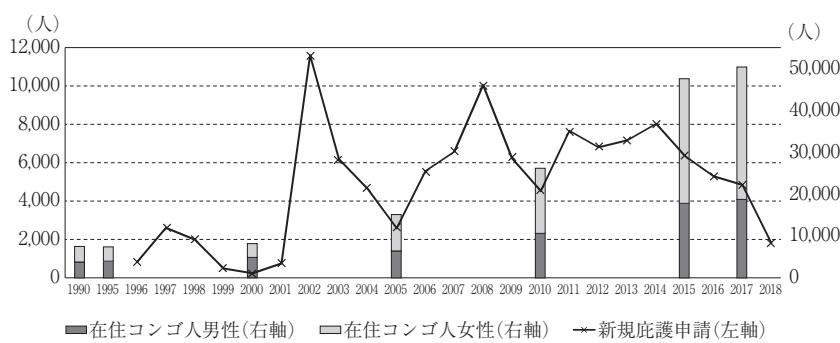
当時、専門的な職業につける黒人材が著しく不足していた南アフリカでは、高学歴・高技能のザイール人ビジネスマンや医師、エンジニアの流入が歓迎された。その一方で、ザイール末期に起こった民族迫害を逃れて、政治的亡命を申請するザイール人も出現した（Kadima 2001, 93-94）。南アフリカでは1991年にUNHCRのオフィスが開設され、モザンビークの内戦時に南アフリカに避難した人々の難民認定や帰還事業、南アフリカ人亡命者の帰還事業などが開始されたところであった（Handmaker 1999, 293; 2002, 1-2）。しかしながら、国際的な難民条約への加盟や難民を受け入れるための難民法制が整備されるのは民主化後のことであり、ザイール人に対する難民認定がこの

9) アパルトヘイト時代の4つの「人種」区分にもとづき、「人種」ごとに居住可能な都市部の区域を定めていた法律。1991年に撤廃された。

時期にどれだけ行われていたかは不明である。確かなことは、図4-1が示すように、1990年代後半以降、とくに2000年代以降にコンゴ人による庇護申請が急増し、それに伴って南アフリカ在住コンゴ人の数が増えていったということである。そして、ジョハネスバーグのヨービル地区を中心にコンゴ人コミュニティが形成されていった（Simone 2001）。

筆者がヨービル地区で2018年にインタビューをした人々は、いずれも2002年以降に南アフリカに到着したと回答しており（章末付表参照）、すでに一定規模のコンゴ人コミュニティが存在するところに移住してきた人々である。そのようななかで、コンゴ人女性が南アフリカで庇護を申請する理由は、大きく3つに分けられる。第1が、コンゴ東部出身・在住者を中心に、戦争に伴う暴力から逃れて安全な生活の場所を得るためにある。第2は、夫や父親が政治活動にかかわったために、政権からの迫害を恐れて、家族全員で逃げざるを得なくなってしまったものである。そして第3が、先に南アフリカに来ていた夫、ボーイフレンド、父親などからの呼び寄せで来る場合である。コンゴ人女性の回答者35人の内訳でみると、家族による呼び寄せを理由とする人が最も多くて11人、次いで戦争ないし「平和の不在」（no peace）や「不安全」（insecurity）を理由に挙げた人が10人、家族の政治活動が8人、これら

図4-1 南アフリカにおけるコンゴ人による新規庇護申請と在住コンゴ人人数の推移



(出所) UNHCR (various years), UNHCR Population Statistics, UNDESA (2017) をもとに筆者作成。

(注) 庇護申請件数はその年に新規に提出された申請のみで、上訴を含まない。

のいずれにも当てはまらない理由を述べた人が6人であった。以下で彼女たちの語りを引用しつつ、詳しく述べていく。

2-2 戦争に伴う暴力と迫害から逃れるための移動

2002年といえば、南アフリカのサンシティとプレトリアにおいて、1998年に始まった第二次コンゴ戦争¹⁰⁾を終結させるための和平交渉がコンゴ人政治家や紛争当事者のあいだで重ねられた年である。同年12月、包括的な和平合意が調印され、暫定政権樹立への道が開かれた（武内 2008; 2010）。しかしながら、戦争の発端となったコンゴ東部に平和は訪れなかった。反政府勢力の戦闘員の武装解除が計画通りに進まず、新国軍への統合を拒否する勢力が新たに武装集団を結成したために戦闘が完全に終結することはなかった。新国軍兵士や民兵による村の襲撃や村人からの略奪が止むこともなかった（Reyntjens 2009; Stearns 2011）。恐怖による支配を確立するためにレイプが武器として用いられ、女性に対する目を覆うような性暴力も行使され続けた（Meger 2010）。東部の戦争は、コンゴ国家の脆弱性や周辺諸国の経済的な権益争いが絡んでいるのみならず、「土着・在来民」と、植民地化以前の国境など存在しない時代に今日のルワンダにあたる地域からコンゴへと移り住んできた「移民」のあいだでの土地を巡るローカルな対立が底流にあることもあり、解決の糸口が見出せない状態が続いている（Berwouts 2017, 33-46）。

東部の戦争で家を追われた人々の多くは、近隣諸国に設けられた難民キャンプや難民居住地で保護を受けることになったが（UNHCR 2017; Clark-Kazak 2011），一部には混乱のなかで南アフリカへ逃れて、庇護を申請した人もいる。「コンゴを離れた理由は何ですか」という筆者の問いかけに、「もう何も

10) コンゴでは1990年代に2つの戦争が起こった。第1が1996～97年、ローラン・カビラ（Laurent-Désiré Kabila）率いるコンゴ解放民主同盟（Alliance of Democratic Forces for the Liberation of Congo: ADFL）が、ルワンダとウガンダの支援を受けてザイール東部で蜂起し、最終的にモブツ政権を打倒した第一次コンゴ戦争。第2が1998年、カビラとルワンダの関係が悪化したことを背景に、ルワンダとウガンダの支援を受けた反政府武装勢力が東部で蜂起して始まった第二次コンゴ戦争である。

覚えてはいない」と口をつぐむ女性たちがいたのは事実である。他方で、家族にすら行き先を告げることなく住んでいた土地を離れざるを得なかった事情を、時に涙を浮かべながら語ってくれた女性たちもいる。

ゴマ〔北キヴの都市〕の病院で〔看護師として〕働き始めて1週間もしないうちに、兵士が病院にやってきて、反乱兵士を治療していると非難された。彼らは看護師をレイプすると脅して、病院にあるものを奪っていった。たくさんの人たちと一緒に逃げるしかなかったわ（インタビューNo.1）¹¹⁾。

彼女たちの語りはまた、東部から逃げなければならない理由が、戦闘に伴う暴力と混乱のみならず、個人の立場や状況に起因する迫害による場合があることも示している。

夫の母がルワンダ人（Rwandan）だったの。2013年にM23〔反政府武装勢力〕がゴマを攻撃してきた。M23はルワンダ人の反政府勢力よ。戦闘が終わったあと、政府の兵士が家に来て夫を連行した。母がルワンダ人だから、夫が反政府勢力のために銃を隠していることを疑われたの。夫は刑務所に連れていかれて、…殺されてしまった。…しばらくして私も逮捕されて、殴られたわ。夫が銃をどこに隠したか言えって詰問された。刑務所の警備をしていた兵士が知り合いだったから、彼に逃げろって言われた。殺されるって。警備の兵士にお金を少し渡して朝の3時か4時頃に脱走した

11) 本章で引用する語りはすべて筆者自身のインタビューにもとづくものであるが、インタビューでの一問一答を収録するのではなく、彼女たちが語った内容を筆者が文章として再構成したものである。たとえば、年や場所、誰と一緒にいたかなどの詳しい事実関係を確認するために話の途中で筆者が入れた質問は基本的には省略しており、彼女たちの答えた内容のみを反映させた文章となっている。インタビューではまた、彼女たちが語った内容を筆者がその場で復唱し、筆者の理解が正しいかどうかを彼女たちに確認するという場合も多々あった。インタビューは、基本的には筆者以外の人間が聞くことはないという条件で、本人たちの許可を得てすべてICレコーダーで録音した。

の。家に着いたら6時で、長女は学校に出たあとだった（No.14）。

夫は兵士でマイマイ〔民兵〕と戦ってた。その後、夫がいなくなってしまって、…残された私は子どももいたし、生活のために小さな商売を始めたの。…戦闘が静かになった時に、金の採掘をしている村へコメと豆を売りに行くことにした。…だけどマイマイに捕まってしまった。マイマイは兵士の妻を探して攻撃していたの。…4人の男にレイプされた。もう死にたかった。ある男にカネをくれたら逃げ道を教えてやるって言われて、隠していた金を渡して逃げたわ。…通りすがりの商人から、村では家族が政府に連行されたって聞かされた。私が金の採掘村に行ったから、スパイだって疑われたの。…家族がどうなっているのかわからなかっただけ、村にはもう戻れなかった（No.19）。

コンゴ東部から南アフリカに逃れてきた人々が、ウガンダやタンザニアの難民キャンプないし難民居住地に住むコンゴ難民と社会経済的に違いがあるのかどうかについて、本章の調査から明確な結論を導き出すことはできない。筆者がインタビューをした南アフリカ在住のコンゴ東部出身・在住者のなかには、混乱して逃げ惑う人々とともにどこに行くのかもわからずにトラックに乗り、辿り着いた場所が南アフリカだったという人もいれば（インタビューNo.1, 17, 19）、カタンガ州¹²⁾の都市ルブンバシまで逃れたあと、そこで南アフリカをめざす多くの人々に出会い、自分も南アフリカをめざすようになったという人もいた（No.11）。また、ルワンダやタンザニアにいったん逃れたあと、ルワンダはコンゴに近いため、さらに遠くに逃げる必要を感じて旅を続けた人や（No.14）、タンザニアで南アフリカに行けば「たくさん

12) コンゴでは、2015年に地方分権化を進める改革の一環として、それまでの11州制が26州制に変わった。しかしながら、筆者がインタビューを行った南アフリカ在住コンゴ人にとって、26州制は彼女らがコンゴを離れたあとに導入されたため認知度が低く、本章では11州制時代の州名を用いる。

の機会」があると人々が噂しているのを聞いて、自分もその機会を試してみたくなったという人もいる（No.5）。さらには、国連機でいったんルブンバシまで逃れて国内避難民となったあと、ルブンバシで出会った男性と結婚し、その男性が政治にかかわったためにルブンバシにいられなくなって南アフリカへやってきたという人もいた（No.15）。「戦争から逃れてきた」という一言で済ましてしまうことが憚られるような複雑な事情を、女性たち一人ひとりが抱えていたのである。

戦争から逃れて近隣諸国で保護を受けるのではなく、地理的に離れた南アフリカで庇護申請をする際にひとつの障害となると思われるのは、移動にかかる旅費である。コンゴでの商店経営やマーケットでの食料品の販売などを通じて貯めたお金で船やバスの運賃、あるいは長距離トラックの運転手に代金を支払ったと述べた人もいる。たとえばある女性は、3人の子どもと自分の輸送代金として、コンゴ東部から南アフリカまで合計で450米ドル支払ったという（No.14）。その一方で、コンゴを出る際に、知人がトラック運転手と値段交渉をしたので自分はいくら支払ったのかまったくわからないという人や（No.25）、道中で出会った人々の支援を受け、長距離トラックの運転手が無料で運んでくれたと述べる人もいた（No.1）。一般的にいって国外へ移住できる人は国内に留まらざるを得ない人よりも相対的に資源豊かな人々である。だが、南アフリカへ移動する前にコンゴで国内避難民として生活していた人もおり、近隣諸国に逃れたコンゴ人と比べて、南アフリカにやってきたコンゴ人がどれほど相対的に裕福な層に属するのかについてはさらなる調査が必要である。

2-3 家族の政治活動を理由とする迫害から逃れるための移動

南アフリカで庇護を申請するコンゴ人は、紛争の続く東部出身・在住者にかぎられない。南アフリカ在住コンゴ人について、コンゴの出身地や移住前の居住地に関する統計は存在しないが、インタビュー調査では首都キンシャサやカタンガ州ルブンバシの出身・在住者が相当数いた（章末付表参照）。こ

これらの都市に住むコンゴ人女性が南アフリカで庇護を申請する主要理由のひとつが、家族（通常、夫か父親）が野党の支持者であったり、カビラ政権側から政権批判と見なされるような行動をとったりしたことがきっかけとなって、コンゴで安心して暮らすことができなくなったというものである。筆者がインタビューをした女性たちのなかでは、家族の政治活動を移住の理由として挙げたのは8人に過ぎなかったが、家族の呼び寄せで南アフリカに来た女性たちのなかには、そもそも夫が政治活動を理由に先にコンゴを離れたことで後に呼び寄せられたという人が6人おり、政治活動が間接的な理由となっている女性を合わせれば14人となる。彼女たちはつぎのように語る。

〔故郷での戦闘からルブンバシに逃れたあと〕夫に会って子どもが生まれた。問題が起きたのは2006年選挙の時。カビラ支持者たちが近所にやってきて、カビラとPPRD〔カビラの政党〕に投票するように言って回ったけど、夫はベンバ支持者だった。ある晩、カビラ支持者たちが家にやってきて、夫を縛って殴ったの。そして家に火を放ったのよ。娘を抱えて外に出るのがやっとだった。夫があんな風に焼き殺されるのを目撃したんだから、私の命も危ない。…トラック運転手をしていた知人に相談したら、カスンバレサ〔南部国境の街〕まで行って、南アフリカへ行く足を見つけろって言われたの（No.15）。

キンシャサでは夫と3人の子どもと暮らしていた。カビラ父が野党支持者を大量に逮捕して刑務所に送ったの。夫も逮捕され拷問された。夫の家族がUDPS〔野党〕支持者だったから。…夫の家族が刑務官を買収して、夫をルブンバシへ逃がしたの。そこから夫はトラックで南アフリカへ行った。〔筆者：それはいつでしたか？〕2001年のことよ。夫がいなくなったあとも仕立て屋として子どもを育てていたんだけど、夫が目の病気を発症したの。だんだん悪くなって眼鏡も作ったけどダメだった。彼の生活を助けるために南アフリカに来ることを決心したの（No.26）。

語りに出てくるベンバとは、第二次コンゴ戦争中の1998年にウガンダの支援を受けてエカトール州で結成された反政府武装勢力、コンゴ解放運動 (Movement for the Liberation of Congo: MLC) を率いたジョン・ピエール・ベンバ (Jean-Pierre Bemba) を指す。ベンバは戦争終結後の暫定政府のもとで副大統領を務め、2006年に実施された大統領選挙では決選投票まで進んだものの、最終的にジョセフ・カビラ (Joseph Kabila) に敗れ、選挙後にコンゴから逃亡した。その後ベルギーでとらえられ、国際刑事裁判所 (International Criminal Court: ICC) において、中央アフリカ共和国で配下のMLC民兵が殺人やレイプなどの人道に対する罪を犯したことの責任を問われた。しかし最終的に2018年、証人に対する妨害行為を除いて無罪判決が下された (HRW 2019)。2006年大統領選挙の際には、カビラがコンゴの東部と南部で票を得たのに対し、ベンバはキンシャサを含む西部で得票率が高く (Trefon 2011, 26), カビラ政権にとっては看過できない政敵であった。

他方、民主主義社会進歩同盟 (Union for Democracy and Social Progress: UDPS) は、モブツ政権に反対して1982年に結成された政党であり (Kisan-gani 2016, 604), 2017年に逝去するまでエティエンヌ・チセケディ (Étienne Tshisekedi wa Mulumba) が党首を務めていた。チセケディは、ザイールで1990年代初頭に複数政党制移行のために開かれた民主的なフォーラムである主権国民会議を通じて、民主化を推進する立役者として人気を集めようになつた (Nzongola-Ntalaja 2003, 189–203)。全国区の知名度をもち、古株の野党としてカビラ父子双方に警戒された人物であるが、最大の支持基盤は出身地であるカサイ州のルバ人 (Luba/Mluba) にあった。そしてルバ人は、1990年代初頭に南アフリカで最初に庇護申請を行つたザイール人だった (Kadima 2001)。

1990年代初頭、南アフリカで庇護を申請したザイール人の多くは、当時のシャバ州 (カタンガ州) で発生したカサイ州出身者 (ルバ人) に対する暴力的な迫害事件を逃れてやってきた人々だった。カタンガ州におけるカサイ州出身者迫害の背景には、同州の鉱山業を中心とする経済発展の歴史に根付く

複雑な事情がある（Vinckel 2015; Kennes and Larmer 2016, 25-40）。ここで重要なことは、中央政府（キンシャサ）で長いあいだ、有力野党の座にあったUDPS党首のチセケディがカサイ州出身で、同地で多数派を占めるルバ民族に属しており、カタンガ州で迫害を受けたカサイ州出身者の多くがUDPSを支持するルバ人であったということである。カタンガ州におけるカサイ州出身者に対する迫害は、政治的な性格を強くもっていたのである（Vinckel 2015）。ルバ人はジョハネスバーグにおけるコンゴ人コミュニティの一角をなしており、次項で述べる家族統合のために呼び寄せられた女性11人中少なくとも6人がルバ人であった。

カビラ政権による野党支持者や政権の非支持者に対する弾圧は、キンシャサやルブンバシのような大都市のみならず、治安の安定していない東部でも行われている。それと同時に、反カビラ派勢力による住民に対する恐怖支配もみられる。たとえば、つぎのような語りがある。

ある日、マイマイ〔民兵〕が町にやってきた。夫の父はチーフの委員会のメンバーだった。マイマイは、カビラ政権に反対するデモへの参加を人々に呼び掛けるよう委員会に要求した。義父は拒否した。マイマイは夜に家にやってきて、義父を連れ去った。こうしたことが起こったら、家族全員を殺すのが奴らのやり方なの。だから夫はコンゴから逃げることにした。…私は3人の子どもを連れて〔近くの街〕に住む姉妹のところに行つた。夫がどこにいるかわからなかったけど、ある日、電話があって南アフリカにいるって言ったの。そして南アフリカにどうすれば行くことができるか教えてくれたのよ（No.9）。

本章は、女性たちの語りの信憑性について検討することを目的とはしていないが、コンゴのカビラ政権の抑圧性や国軍と反政府武装勢力の双方がコンゴ東部の住民に対して行使するさまざまな残虐行為については、ヒューマン・ライツ・ウォッチ（Human Rights Watch: HRW）などの国際的な人権団体

によりたびたび報告されている¹³⁾。

2-4 家族統合のための移動

コンゴ人女性が南アフリカで庇護を申請する第3の理由は、先に来ていた家族やボーイフレンドから呼び寄せられたというものである。彼女たちの語りには大きく2つのパターンがある。ひとつは、すでに述べたように、戦争や政治的な理由で家族が南アフリカに逃れ、その後、妻らに旅費を送金し、旅費を受け取った妻が子どもを連れて夫のもとに移住する場合である。そしてもうひとつは、夫やボーイフレンドが、コンゴでは仕事を見つけることができないという経済的理由で先に移住し、その後、ガールフレンドや妻を呼び寄せる場合である。いずれの場合も、呼び寄せ元の夫や親族、ボーイフレンドが難民認定されていたり、就労ビザや永住権のような安定した滞在資格を得ていたりするとはかぎらない。筆者がインタビューをした女性たちのあいだでは、夫も妻もそれぞれが庇護申請者であるケースが多かった。

家族統合を理由とする女性たちの移住は、南アフリカの法律で明確に定められた権利ではない。次節でみるように、南アフリカの「難民法」(Refugees Act, No. 130 of 1998)は扶養家族を難民の定義に含めてはいるものの、難民の家族統合の権利については何も述べてはいない。他方で、庇護を申請する際に、その人物の扶養家族もまた南アフリカにいなければならぬ、とも難民法は述べてはいない。それゆえ同国で難民支援に携わる法律の専門家は、「いったん国内に入った外国人に対しては、選挙権や被選挙権のような市民のみに認められている権利以外は、南アフリカにいる『すべての人々』と同等の権利が与えられる」とする憲法の規定をよりどころに、難民や庇護申請者も家族統合の権利をもつ、と主張している(Khan 2011, 84-85)。確かに、筆者がインタビューした女性たちのなかには、先に庇護を申請した夫のファイルに家族としてあとから加えてもらったと述べた人もいたが、多くの場合

13) ヒューマン・ライツ・ウォッチ・ウェブサイト (<https://www.hrw.org/africa/democratic-republic-congo>, 2019年2月7日アクセス)。

に、女性たちは自ら庇護を申請し、夫とは別の独自のファイルをもっていた。それゆえ、上記の法律の専門家のような解釈のもとで女性たちに家族統合の権利を認め、南アフリカ政府が女性たちの庇護申請を受け付けるということが常態化していたわけではなかった。

さらに、6人の女性が、上記3つの理由には当てはまらない回答をした（以下の傍点による強調は筆者による）。ある女性は、コンゴで看護師として働いていたが、南アフリカで看護師として働けばはるかに高い給料が稼げるといふことにいわれ、それを信じてやってきた（No.6）。ある女性は、住んでいたコンゴ東部で火山が噴火し、こんなところには住めないと感じたため、姉の住む南アフリカに夫と一緒に移住した（No.13）。別の2人の女性は、ルブンバシで多くの人々がトラック運転手の助けを借りて南アフリカへ移動しているのを目撃し、その波に加わったと述べたが、そのうち1人には南アフリカ在住の姉がいた（No.16, 22）。そしてある女性は、治療を目的とする母親に付き添って南アフリカに渡航し、パスポートを盗まれてしまったために1人残ることになったと述べたが、その時すでにジョハネスバーグには将来の夫となる男性がいて、その男性とコンタクトを取っていたという（No.20）¹⁴⁾。つまり、彼女たちの語りが示しているのは、移住する以前に、親族や知人の誰かがすでに南アフリカに住んでいた場合が多いということである。たとえその親族が呼び寄せたわけではなかったとしても、南アフリカで生活を始める際に、当初は親族のところに転がり込んだ女性たちは多い。その意味では、彼女たちの移動は広い意味での「家族統合」だといえる。

南アフリカは確かにコンゴと国境を接してはいない。だが、コンゴ南部のカタンガ州は、ベルギーによる植民地時代から経済的には南部アフリカと強く結び付いていた地域である（Kennes and Larmer 2016, 23–26）。そして州都ルブンバシは、南アフリカへ向かう長距離トラックやバスが出発する、文字通りのゲートウェイとなっている。キンシャサに住む人々は、通常の飛行機や

14) この段落で述べた5人以外の最後の1人は、幼少時にコンゴ西部で親族が村八分にさる事件が起きたあと、叔母に連れられて南アフリカにやってきたと述べた（No.31）。

軍用機¹⁵⁾を利用して、ルブンバシをめざす。そしてルブンバシに行けば、南アフリカへ向かう人々に出会い、移動手段などについて情報を得ることができる。たいていはパスポートやビザをもたずに移動するため、息をひそめてトラックに隠れたり、密航業者のサービスを利用したりするなど、決して快適な道中とはいえない。それでも時に幼い子どもとともに、コンゴにいる時よりもよい暮らしを手に入れることを期待して、彼女たちは南アフリカをめざしてやってきた。彼女たちは、南アフリカで平和と安定した生活を手に入れることができたのだろうか。

第3節 コンゴ人女性の不安定な滞在資格と生計活動

移民や難民が受入国でどのような暮らしをすることができるかは、受入国の移民政策や難民保護制度に大きく左右される。本節では、まずコンゴ人女性が庇護を申請した南アフリカの難民保護制度について検討する。その後、同国ジョハネスバーグ市においてコンゴ人女性がどのような生計活動を営んでいるのか、南アフリカで生活するうえでどのような課題を抱え、それに対してどのように対処しているのかについて考察する。

3-1 南アフリカの難民保護制度

民主化選挙を経た1995年末～1996年初頭にかけて、南アフリカは難民保護に関する国際条約——「アフリカにおける難民問題の特定の側面を管理するアフリカ統一機構（Organisation of African Unity: OAU）の条約（1969年）」（以下、OAU難民条約）、「難民の地位に関する条約（1951年）」、「難民の地位に関する議定書（1967年）」（以下、1951年難民条約・1967年難民議定書）——に加

15) 軍用機は軍隊に知り合いがないと乗ることができないとのことだったが、通常の飛行機よりも安くルブンバシまで行けるため、キンシャサ出身の女性たちには利用者が多かった。

盟し、正式に国際的な難民保護体制の一員となった。その後、1998年に難民法が制定され、2年後に難民法施行規則（Refugee Regulations <Forms and Procedures>, R 366 of 2000）が公表されて同法が施行された。難民法は、第1条と第3条において、1951年難民条約・1967年難民議定書とOAU難民条約の定義を踏まえ、難民をつきのように定義している。

- (1) 人種、部族（tribe）、宗教、国籍、政治的意見、特定の社会的集団の成員であるために迫害を受ける十分な根拠のある恐れのために、国籍国外において、国籍国の保護を受けることができない、もしくは受けられることを望まない人、あるいは国籍を持たない無国籍者であって、旧居住国外において、このような恐れのために旧居住国に帰ることができない、もしくは帰ることを望まない人。
- (2) 外部からの攻撃、占領、外国の支配、あるいは出身国ないし国籍国的一部もしくは全体において公の秩序を著しく乱したり、混乱させたりするような出来事のために、他の場所での避難を求めて通常の居住地を離れざるを得ない人びと。
- (3) 上記の(1)ないし(2)で想定されている人の扶養家族。その範囲は、配偶者、未婚の18歳未満の子、家族のなかで窮屈化した者、高齢者、虚弱者。

同法により、南アフリカ政府内務省所轄の難民受付事務所（Refugee Reception Office）がジンバブウェ国境に近いリンポポ州のメッシーナ（Messina/Musina）、プレトリア、ジョハネスバーグ、ダーバン、ポートエリザベス、ケープタウンの6カ所に設置された¹⁶⁾。南アフリカで庇護を申請する人は、

16) ただし、その後、ジョハネスバーグの難民受付事務所が閉鎖され、ポートエリザベスとケープタウンでは新規の庇護申請の受付が停止された（更新は可能）。ジョハネスバーグ在住者はプレトリアの事務所で書類の更新を行わなければならない状況となっている。

いざれかの事務所に出向いて「庇護申請受理証明書」(Section 22 permit)¹⁷⁾を発行してもらう。それにより正式に庇護申請者となり正規の滞在資格を得る。庇護申請受理証明書は通常1～6ヶ月間有効であり、期限が近づくたびに難民受付事務所に出向いて更新する必要がある。その後、難民認定審査官(Refugee Status Determination Officer)により庇護申請の可否を判断するためのインタビューが行われ、「庇護の授与」が決定されれば、「難民認定証」(Section 24 permit)が交付され認定難民となる。難民認定証は通常2年間有効であり、期限が近づくと更新する必要がある。更新後に4年間有効の難民認定証が発行されることもある。

難民として認定されると、憲法に定められた基本的人権、医療サービスと初等教育を受ける権利、就労の権利に加えて、以下を含むさまざまな権利が付与される。子ども手当や年金などの南アフリカ人に対して支払われるのと同等の社会保障給付を受給する権利、表紙が赤いことから「レッドID」¹⁸⁾と呼ばれる身分証明書を発行してもらう権利、出身国以外への渡航が認められる難民パスポートを発行してもらう権利、そして移民法に定める居住年限を超えて居住している場合に永住許可や南アフリカ市民権を申請する権利である（難民法第27条）。ただし、難民を対象とする住宅の提供や生活支援金などの制度はない。また、当初、難民法と難民法施行規則は、庇護を申請してから決定が出るまでの最初の180日間に關しては、庇護申請者には就労や就学を認めないとしていた。これに対して、2002年にジンバブウェ人の庇護申請女性ケープタウン難民センター（難民支援団体）の支援を受けて、これらの規定が憲法に違反しているとして裁判を起こした。最終的に2003年11月に出された上訴裁判所のワチエヌカ（Wachenuka）判決の結果、庇護申請者にも就労と就学の権利が認められることになった（佐藤 2018）。

17) 南アフリカ在住コンゴ人は、受理証明書をコンゴの公用語のひとつであるリンガラ語で「ングンダ」(ngunda)と呼ぶが、この語は「避難」や「亡命」を意味する。

18) 南アフリカの市民権か永住権をもつ人に対して発行される身分証明書は表紙が緑のため「グリーンID」と呼ばれる。

南アフリカの難民法については、アフリカ諸国で一般的に採用されている庇護申請者や難民をキャンプに収容する政策を採らず、彼（女）らに対して居住の自由を含む基本的人権を保障した進歩的な内容であると評価されてきた（Handmaker, de la Hunt and Klaaren 2008; UNHCR Regional Office for Southern Africa 2014）。しかしながらその一方で、同制度の問題点として、難民認定プロセスの不透明性や認定基準の恣意性が指摘されている（Landau and Amit 2014, 539–544）。認定審査にあたる内務省の役人や、認定審査の際の通訳に対して賄賂が支払われ、それが審査結果を左右することになっているのである¹⁹⁾。2005年初頭には汚職の蔓延を理由にジョハネスバーグの難民受付事務所が閉鎖され、複数のシニアレベルの役人が職を解かれた（Landau 2006, 317–319）。筆者には、インタビューの際にコンゴを離れた理由に関して女性たちが「真実」を語ったのかどうかを判断するすべはない。しかしながら、彼女たちが語る理由と難民認定を受けているか否かには直接的な関係性がないように感じるときがあったのも事実である。コンゴを逃げざるを得なくなった状況を非常に詳細に語った女性が何年間も庇護申請者のままであり続ける一方で、理由について明確な説明をしない女性が難民認定をされていたりしたからである。

また、南アフリカで庇護を申請するコンゴ人にとって、難民認定されるのが、年を重ねるごとに狭き門となってきた。第2節の図4-1に示したように、コンゴ人による新規の庇護申請は2002年に年間1万2000件弱まで急増したあと、2003年以降も2017年まで年に3000～1万件という高い水準で提出されている。2006年には新規の庇護申請5582件に対して、その年に決定が下されたのはわずか395件に過ぎなかったものの、そのうち52%にあたる204件が難民として認定された。ところが2016年になると、前年からの繰り越しと新規の申請を合わせた1万2962件に対して、その年に決定が下されたのは7005

19) 筆者がインタビューをした女性たちのなかでも、難民認定を受ける際に高額の賄賂を要求され、全額は払えなかつたが、一部を払って認定を受けたと述べた女性が1人いた。

件に増えたが、そのうち難民認定されたのは1130件（認定率16%）に過ぎず、5875件が却下された（UNHCR 2007; 2017）。申請が却下された場合、庇護申請者は難民上訴局（Refugee Appeal Board）に対して上訴をすることが認められている。上訴の結果が判明するまでには何年もかかることも多く、そのあいだにも1～6カ月ごとに難民受付事務所に出向いて庇護申請受理証明書を定期的に更新しなければならない²⁰⁾。

以上のように南アフリカでは、難民認定を受けられるか否かで付与される権利の内容が異なっており、かつ難民認定を受けられるか否かには大きな不確実性が伴っている。難民として認定されれば、子ども1人当たり月額410ランド（3772円）²¹⁾の子ども手当²²⁾を受けることができるが、それ以外に庇護申請者や難民に対して受入国政府から支給される生活支援給付金は存在しない。難民や庇護申請者はキャンプで生活する代わりに就労する権利が認められており、難民は仕事を探して、自活をしなければならない。とくに庇護申請者の場合は政府から得られる給付金が皆無であり、自ら働いて家族を養っていかなければならない。しかも近年、コンゴ人にかぎらず、難民認定率は全体として低下してきている（佐藤 2018）。南アフリカで難民や庇護申請者が置かれている状況は、近隣の南部アフリカ諸国から経済的機会を求めてやってくる移民と重なる部分が多くあり、とくに庇護申請者に対して与えられる保護は限定的なものとなっている。

3-2 滞在資格に伴う脆弱性

「はじめに」で述べたように、筆者がインタビューをしたコンゴ人は、受

20) 難民法により認められているのは難民上訴局への上訴の権利までであるが、上訴局が上訴を却下した場合、庇護申請者は、高等裁判所を通じて司法審査（judicial review）に訴えることができる（Ampofo-Anti 2018）。

21) 2018年2月のインタビュー調査時点。当時の交換レート（1 ランド=9.2円）で計算。以下、ランドの交換レートはすべて同レートを使用。

22) 子どもが18歳になるまで支給される（<https://www.gov.za/services/child-care-social-benefits/child-support-grant>, 2019年2月8日アクセス）。

理証明書の期限が切れている人を含めて、庇護申請者として暮らしている人が圧倒的に多かった（章末付表参照）。最寄りの難民受付事務所に出向いて庇護を申請することは、南アフリカに到着したコンゴ人女性が当面の居住先を確保したあと、最も優先的に行うことである。正規の滞在資格を取得することで、非正規移民の収容所に送られたり、コンゴへの強制送還の対象となってしまったりすることを避けることができる。難民受付事務所は多くの同胞に出会う場所でもあり、庇護申請手続きや職に関する情報のみならず、南アフリカにいるはずだが連絡先のわからない親族について情報収集ができる重要な場所もある²³⁾。

とはいっても、有効期限が数カ月単位と非常に短い庇護申請受理証明書をもつ女性たちにとって、定期的にプレトリアの難民受付事務所まで出向いて受理証明書の更新を行うことは、経済的にも精神的にも負担である。受理証明書は無料で発行されるが、女性たちの住むジョハネスバーグからプレトリアまで乗り合いバス（kombi）で1人当たり往復80ランド（736円）かかる。電車を使えば3分の1程度の金額で済むが、乗り合いバスよりも時間がかかり、治安面での懸念があるため電車の利用は極力避ける女性もいる。子連れで庇護申請を行った女性は、受理証明書の更新の際に子どもの同伴が求められる場合もある。プレトリアの難民受付事務所では、曜日ごとに受理証明書や認定書の交付と更新を受け付ける国が決まっており、コンゴ人に割り当てられているのは月曜と火曜のみである。受付事務所ではたいていの場合に長蛇の列ができているため、深夜に自宅を出発して午前3時には受付事務所の列に並び、事務所が開くと同時に更新手続きを行うなどの努力をしなければ（No.20）、つぎの週に再びプレトリアまで出向かなければならないことになる可能性がある。

23) 筆者がインタビューした女性たちのなかに、南アフリカに来てから、コンゴ東部で生き別れになっていた夫に再会した女性が2人（No.11, 19）いた。当初、筆者はこの事実に驚いたが、おそらくこのことは、南アフリカでコンゴ人が生活している空間がかぎられていることを示すのではないかと考えている。

筆者が出会ったコンゴ人女性たちの多くが、将来的に難民として認定されるため、たとえ時間がかかっても、庇護を申請することを怠らず、正規の滞在資格を得てそれを維持するために並々ならぬ努力をしていた。しかしながら、受理証明書を入れていた財布やカバンの盗難などの犯罪被害に遭い、更新期限がわからなくなってしまったり、ジョハネスバーグやプレトリア以外の難民受付事務所で最初に庇護を申請していたりした場合など、期限内に受理証明書を更新できなくなってしまった女性もいた（No.23）。さらに女性特有の理由として、妊娠に伴う体調不良や出産後の回復に時間がかかったために、プレトリアまで行くことが物理的に不可能となり、4年間、受理証明書が更新できなかった女性もいた（No.2）。有効期限内に更新ができなかった場合、再発行の際には罰金²⁴⁾の支払いが求められるため、体調が回復しても罰金が払えずに「非正規滞在者」であり続けることを余儀なくされた女性もいた。

有効な滞在資格をもたなかつたり、かつて受理証明書の期限が切れたまま長いあいだ生活していたというコンゴ人女性に、警察官の尋問を受けたり、非正規滞在を理由に強制送還されることについて懸念はないのかインタビュー時に聞いたところ、警察官が困惑するような状況を作り出すことで、トラブルを避けながら暮らす女性たちの知恵が垣間見られた。女性たちはつぎのように語る。

帝王切開で子どもを産んだ時、病院に3ヵ月も入院しなければならなくて、書類〔受理証明書〕を更新できなかつたから超過滞在になってしまった。罰金が3000ランドだって言われて、私も夫もそんなお金はもつていなかつた。4年間もそんな状態だったの。でも、赤ん坊を背負っているかぎり

24) インタビューで女性たちに聞いたかぎりでは、罰金の金額は年によって異なつていて。Landau and Amit (2014) は内務省の役人が現場レベルでもつ裁量権の大きさを強調しており、正規の金額などない可能性もある。2018年の調査時には、罰金額は1000ランド（9200円）との回答が多かった。

り、警察は私を捕まえることはないわ。市場に行くときにはいつも赤ん坊を背負って行った。最初の子どもが生まれた翌年に次の子どもが生まれた。3番目の子どももすぐに生まれたから、書類がなかったときには、私はいつも赤ん坊がいたのよ (No.2)。

もし私がひとりで歩いていたら、警察に呼び止められる可能性はあるわ。そのときには10ランドとか20ランドとか、ときには100ランドも払わないと解放してもらえない。でも、赤ん坊と一緒にいるときには、警察に呼び止めされることはないのよ (No.23)。

すなわち、女性たちは、乳幼児と一緒に行動しているかぎり、路上で警察官から尋問を受ける可能性がとても低いことを経験的に知っており、外出する際には乳児を背負っていくか幼児を引き連れていくという形で自衛策を講じているのである。

庇護申請者や難民という滞在資格に起因する問題は、女性たち自身にかかるものにかぎられない。近年、ジョハネスバーグで生活するうえでの重要な関心事となっているのが、子どもの身分証明書の取得である。コンゴ人女性のなかには、コンゴから子どもと一緒に移動してきた人が多数いるが、その場合、子どもは親と同一の庇護申請ファイルに入れられ、親が難民認定を受けければ子どもも同時に難民として認定される。以前は、子どもが公立学校に入学する際には、親の庇護申請受理証明書や難民認定証のコピーを提出すれば十分であった。しかしながら、数年前から、「出生証明書」(birth certificate) をもたない難民や庇護申請者の子どもに対して、学校が「子ども自身の庇護申請受理証明書」や「子ども自身の難民認定証」の提出を求めるようになったのである (No.14, 25, 32)。内務省に同書類を申請したところ、子ども1人当たり500ランド (4600円) の発行手数料を求められた、と述べる女性もいた (No.24)。また、ある女性は、14歳になる娘が一月前 (2018年7月) に病気になった折に、娘自身の庇護申請受理証明書がないという理由で

クリニックでの診察を断られた、と述べた（No.15）。

子どもが南アフリカで生まれた場合、問題はより深刻である。以前ならば、子どもが生まれると、居住地の内務省に届け出て、出生証明書を取得することができた。また、子どもを産んだクリニックでは、「クリニック・カード」が発行され、子どもは無償で公的な医療を受けることができる。現在でもクリニック・カードは発行されている。しかし近年、親が庇護申請受理証明書や難民認定証をもっていても、子どもに対して出生証明書が発行されないケースがあることが報道されるようになっている。その結果、子どもは身分証明書をもたず、公立学校への入学ができなかったり、無国籍状態に置かれてしまったりするのである（Mabuza 2018; Brotman 2018）。筆者がインタビューした女性たちのなかにも、子どものクリニック・カードはもっているが、出生証明書は取得できなかったと述べた女性が少なくとも4人いた（No.14, 21, 30, 35）。

さらに近年、内務省は、親が庇護申請者である場合、南アフリカで生まれた子どもについても庇護を申請するように通達し始めているとの話も聞いた（No.2, 3）。その結果、南アフリカで生まれ育った子どもたちが庇護申請者として扱われるという状況が起きている。この背景には、2013年に施行された「南アフリカ市民権改正法」（South African Citizenship Amendment Act, No.17 of 2010）により、南アフリカの市民権や永住権をもたない親の子どもは、成人（18歳）するまで市民権を申請することができなくなったことが関係していると考えられる。市民権改正法はまた、市民権申請の際に出生証明書の提出を要件としており（Scalabrini 2017）、内務省が出生証明書の発行を渋るようになっている今日の状況は²⁵⁾、将来的に移民・難民の子どもが南アフリカ

25) 2018年10月には、内務省が「生死登記法」（Births and Deaths Registration Act, No. 51 of 1992）の新施行規則案を発表し、外国人の子どもに対する出生証明書の発行を停止し、代わりに出生確認書（confirmation of birth）のみを発行する、との提案を行った。同案によれば、外国人の子どもは内務省発行の出生確認書によって、当該大使館において出生証明書を取得しなければならない。これは国籍国での迫害を逃れて南アフリカで暮らす難民や庇護申請者にとっては、非常に問題のある提案である（Centre for Child Law et al 2018）。

市民権を得ることを不可能にするものである。2017年に発表された「南アフリカのための国際移住白書」(White Paper on International Migration for South Africa)では、難民による永住権の申請を制限することや、居住の権利と国籍取得の権利を切り離して、市民権の取得は「例外的に」のみ認められるべきものであるとすることが提案された²⁶⁾ (DHA 2017, 42-43)。南アフリカ政府は、難民を社会的統合の対象としてではなく、一時的な滞在者ととらえる傾向を前面に押し出すようになっており、民主化後に難民法が制定された当時のような、難民受入れに対する寛容な姿勢を失いつつある²⁷⁾。

3-3 生計活動と節約生活

本章で最後に考察するのは、コンゴ人女性たちがいかに生計を成り立たせているのか、という問い合わせである。就労して自活することが求められているとはいえ、失業率が27%を超える高さを保つ南アフリカで、難民や庇護申請者がつくことのできる仕事の選択肢は多くはない。経営者にとって、難民や庇護申請者を雇用する特別なインセンティブがあるわけではなく、むしろアパルトヘイト体制下で生み出された人種間の経済格差を是正するための「黒人の経済力強化」(Black Economic Empowerment: BEE) 政策により、企業には南アフリカの黒人を優先的に雇用することが求められている (Sato 2013)。たとえ、看護師などの専門的な資格をコンゴで取得していたとしても、その資格を生かして南アフリカで働くことは、現実にはほぼ不可能な状況である²⁸⁾

26) 白書は、国境の近くに庇護申請者審査センター (Asylum Seeker Processing Centres) を設置し、庇護申請者が難民認定を待つあいだは基本的に同センターに収容し、就学や就労は認めないという提案も行っている (DHA 2017, 61-62)。この提案は、事実上のキャンプ政策への転換であるとして、難民支援団体や人権団体のみならず (PMG 2016; 2017)，研究者からも大きな批判を受けている (Crush, Skinner and Stulgaitis 2017)。

27) 2019年12月末、難民法改正法の新施行規則が発表され、庇護申請者と難民の権利に関してさまざまな制限が加えられることになった。2020年1月1日付で施行された同規則の変更点は多岐にわたるため、稿を改めて論じることにしたい。

28) 筆者がインタビューした女性たちのなかには、コンゴで看護師として働いていた女性が4人いた。そのうち2人は南アフリカで看護師として働くため、コンゴの看護学校

(Segatti 2014)。それゆえ残された道は、南アフリカ人よりも安い賃金を甘んじて受け入れて安定性の低い仕事をするか、あるいは自分で商売（ビジネス）をする、ということになる。そして実際には、ジョハネスバーグのヨービル地区でインタビューをしたコンゴ人女性の多くが、商売と日雇いの仕事の両方を行って生計を立てていた。

最も多くの女性たちが行っていたのが、古着や揚げパンと茶、生鮮野菜、女性向けの美容商品などを路上で売る露天商を中心とする、インフォーマル・セクターでの零細ビジネスである（35人中20人）。商売の内容には、ヨービル地区の公設市場での食料品販売、ヘアサロンの一画や自宅での髪結い、洋服の仕立て、週末を中心に定期的に開かれる蚤の市（フリーマーケット）での洋服の販売などもあった。これらは、そもそも女性たちが南アフリカに来る前にコンゴでやっていた生計活動と基本的には一緒である。Schoepf and Engundu (1991) は、1980年代末のキンシャサにおける女性によるインフォーマルな商売の多様性と家計への貢献について論じているが、筆者が南アフリカで会ったコンゴ人女性のコンゴでの生計活動も同論文と似たような内容であった。都市在住、地方在住にかかわらず、移住前のコンゴでは女性たちの多くが、米、メイズ、キャッサバ、魚、野菜、パンなどの食料品か、あるいは衣類や靴などの販売をしていた。ある女性は以下のように自慢げに語った。

私の国では商売をしていたの。だから商売のやり方は熟知している。問題は資本金。私はビジネスウーマンだけど、ビジネスをするお金がない。
…これは血筋なのよ。母は揚げパンをたくさん売って私たちを育ってくれた（No.4）。

から卒業証明書を取り寄せ、南アフリカ政府の資格認証機関（South African Qualification Authority: SAQA）の審査を受けるなどの努力をしていた。しかしながら、看護師として働くための要件となっている南アフリカ看護協会への登録をするために莫大なコスト（時間と労力）がかかり、途中であきらめたとのことであった（No.1, 30）。

しかしながら、南アフリカでインフォーマル・ビジネスをすることは、つねに危険と隣り合わせでもある (Crush, Chikanda and Skinner 2015)。女性たちが「メトロ」と憎しみを込めて呼ぶジョハネスバーグ市警察が、営業権をもたない露天商の摘発を定期的に行っており、摘発によってすべての商品が没収されてしまうことがあるからである。女性たちのなかには、売っていた古着や生鮮野菜が摘発ですべて没収されてしまい、その後、商売を再開するのに何ヵ月も要した人や (No.9)、露天商をやめてしまった人もいた (No.35)。他方で、朝5～8時までの早朝や夕方4時以降のような「メトロ」が来る可能性が低い時間帯に限って開店するというような形で、路上で商売を続けた女性もいた (No.11, 32)。さらに先行研究では、警察官により、庇護申請受理証明書が庇護申請者の目の前で破られるというような事例も報告されている (Palmary, Rauch and Simpson 2003, 113)。

もうひとつ、多くの女性たちが口にした生計活動が家事労働である。白人世帯での住み込みの家事労働は、歴史的に南アフリカの黒人女性のあいだでよく行われてきた仕事であり (Cock 1980), 今日では雇用主は白人世帯にとどまらないものとなっている。ただし、雇用形態は週に1～3回程度のパートタイムが多く、副業として路上や蚤の市で古着などを販売する女性もいた。逆に露天商を主たる生計活動としている女性たちのなかにも、洗濯・掃除・アイロンがけ・子守りのような家事労働の仕事を週に1～2回、日雇いでやっているケースが多々あった。「何か仕事か商売をしていますか」という筆者の問い合わせに対して、最初は「失業中」(I'm not working)と答えた女性たちも、家賃をどのようにして払っているのかなどを詳しく聞いてみると、日雇いで家事労働の仕事を行っている場合が多かった。彼女たちが「ピース・ジョブ」(piece job)と呼ぶ洗濯やアイロンがけ、掃除などを行って100～150ランド (920～1380円) 程の日給を受け取る日雇いの仕事は、彼女たちのあいだでは正式な「仕事」としては認識されていないようだった。

生計活動の内容に関しては、滞在資格が認定難民であるか、あるいは庇護申請者であるかに違いは存在しなかった。むしろ女性たちの経済状況に差を

つけていたのは、配偶者の有無である。35人のコンゴ人女性のなかで、死別や離別によりシングルマザーとなった人は19人と半数以上を占めた²⁹⁾。収入源がひとつであるため、配偶者のいる既婚者と比べて、支出を最小限に抑える必要性が高い。最も頻繁に行われる節約方法は、一部屋をほかの独身女性やシングルマザーとシェアして住むことで、住居費を切り詰めることである。ヨービルやその周辺地区の場合、たとえ配偶者がいたとしても、住宅を家族だけで借りていることは稀であり、複数の家族がひとつの物件（アパートや戸建て住宅）に住み、トイレなどを共同で利用しているのが一般的であった。それでも、月々の家賃は一部屋で1500～3500ランド（1万3800～3万2200円）する。これは女性たちから聞いた月々の世帯収入の7割以上、ときには月収をはるかに超える額である。シングルマザーたちは、部屋をシェアすることで、住居費を一家族当たり1000～2000ランド（9200～1万8400円）に抑えることができる。タウンシップ（旧黒人都市居住区）に行けばもっと安い住宅を借りることができるだろうが、タウンシップに住んだことのある女性は35人中わずか3人に過ぎなかった。多くの女性たちが家賃の値上げを理由に転居を繰り返してきたが、彼女たちがヨービルとその周辺地区を出ることは稀であった。それはつぎのような理由による。

ヨービルで部屋を借りるのはとても高いわ。家賃を払ったら、稼いだお金はなくなってしまう。ほかの場所ならもっと安く借りられるけれど、ゼノフォビアがあるからほかの場所に住むのは怖いの。ヨービルには外国人が多いから〔安心して暮らせる〕。ほかの場所では、外国人に対して暴力が振るわれる（mal-treating）こともあるから（No.4）。

29) 子どもが全員コンゴにいる女性や、コンゴと南アフリカの両方に子どもがいる女性を含む。コンゴないし周辺国にいるはずの子どもとは音信不通のケースもあったが、連絡が取れている場合は、コンゴに住む子どものために不定期だが仕送りをしている女性もいる。

また、コンゴ人が集住していることで、英語が流暢でなくても不便を感じずに寛らせるべた女性もいた（No.8）。ヨービルの公設市場では、ザンビア産だという淡水魚の干物やモザンビークから輸入されるキャッサバ粉で作られるコンゴのモチパン（*chikwangue*）なども売られており³⁰⁾、故郷を思い出させるような品を入手することも可能である。

一部屋を他人とシェアする方法で住居費の節約をしていても、零細ビジネスやピース・ジョブで得られる収入では家賃すら払うことができず、家賃を滞納していたり、子どもの学校に支払う毎月の教育費を滞納したりしている女性が何人もいた³¹⁾。教会・モスクや難民支援団体から家賃補助を得たり、物資の配給を受けたりした場合もあるが、これらの支援はあくまで一時的なものであった。コンゴ人が亡くなった際には、葬式や埋葬費用を捻出し、故人の家族を助けるために、SNSやコンゴ人が牧師を務める教会を通じて募金の呼びかけが広く行われるとのことであった³²⁾。しかしながら、互助講などを通じて日常的な生活費を助け合うといった活動は、コンゴ人女性たちのあいだでは見られなかった。インタビューでは、毎月、定期的にかかる費用として家賃や子どもの教育費について聞き、配偶者も含めて、給料や商売の売上げでどれほどの収入を得ているのかについてもできる限り細かく聞こうと努めたが、どうやって家賃を支払っているのかが筆者には最後まで理解できなかつたケースも多数あった³³⁾。インタビューという調査方法に起因する限

-
- 30) 2015年11月のヨービル公設市場での筆者による観察。筆者がインタビューした女性の1人も、モチパンを作つて公設市場で売つていた（No.18）。
- 31) 難民認定の有無が女性たちの経済状況を左右する最大の原因ではなかつたものの、難民認定を受けている女性のなかには、毎月の子ども手当を教育費に充てている、と回答した人（No.16）があり、難民認定されることで、教育費を滞納せずに済んでいる女性がいるのは事実である。
- 32) コンゴ東部出身者のなかには、同郷団体を結成して参加している人が数人いたが、東部以外の地域出身者にはそのような活動は見られなかつた。
- 33) 家賃や教育費については容易に回答が得られたのに対し、収入に関する質問に対しては明確な回答をしたがらない人がいることに加えて、ほとんどの女性が月や週という単位で決まつた収入を得ているわけではないため、月々の収入を算出しにくいという事情もあつた。キンシャサでインフォーマルな商売を行う女性に関する先行研究でも、

界があることは認めなければならないが、同時に述べておきたいのは、ある女性が述べた「神のご加護により（by grace of god）生きている」（No.21）という言葉に表されるように、女性たち自身も説明することができない状況に置かれているのかもしれないということである。

おわりに

本章では、都市に住む難民や庇護申請者が、移動の動機において移民と部分的に重なる側面をもつ存在であり、都市における生活経験という面でも共通性を多くもつという視点に立ち、南アフリカにおいてコンゴ人女性が庇護を申請する理由と生活の実態について考察してきた。第1節で提示した問題意識に答える形で、本章の結論として、以下の4点について述べる。

第1に、コンゴ人女性が南アフリカで庇護を申請する理由は、戦争による暴力から逃れるためという、アフリカの難民送出国全般にかかわるものに限られない。1990年代初頭のモブツ政権期に始まる民族迫害やカビラ政権下での政治的迫害、そして政治的迫害を理由に南アフリカに先に到達した夫やボーイフレンドからの呼び寄せも、コンゴ人女性が南アフリカに移住し、庇護を求める背景としてきわめて重要である。この点について本章が強調してきたのは、アパルトヘイト末期に始まるザイール／コンゴから南アフリカへの人の移動の歴史とその結果としてのジョハネスバーグ市におけるコンゴ人コミュニティの存在が、今日、コンゴ人女性がジョハネスバーグへと移動する際に、さまざまな情報や移動手段を提供する社会資本として機能しているということである。女性たちのあいだでの家族統合を目的とする移動と庇護申請の多さは、親族のネットワークや民族的な社会資本の存在を示してい

世帯の収入と支出を比べたところ、つねに支出が上回っていたことが報告されている（Schoepf and Engundu 1991）。

る。だがその一方で、南アフリカの難民法においては家族統合の権利は明確には定められておらず、都市難民の保護を考えるうえでの盲点となっている³⁴⁾。

第2に、コンゴ人コミュニティが提供する社会資本は、女性たちが南アフリカで生活を始めたり、親族を探したりする際にも重要な役割を果たしている。この点については、ヨービルとその周辺地区にコンゴ人が集住しているという事実を見逃すことはできない。集住することで、外国人排斥のような行為の被害を受けることを避け、たとえ英語を流暢に話すことができなくても生活してゆくことができる。その反面、移民や難民からの住宅需要があるためにヨービル地区の家賃は高騰し、女性たちの生計を苦しめている。女性たちが行っていた生計活動のレパートリーについても、露天商や髪結い、仕立ての仕事や日雇いの家事労働に集中していて、女性たち自身が互いに商売上、競合関係にあった。つまりコンゴ人女性のあいだに存在する社会資本は、毎月の収支を合わせられないような生活をしている多くの女性たちの経済社会的上昇を導くような形では存在していなかった。

第3に、南アフリカの難民法は、難民や庇護申請者が同国で生活していくうえでの基本的な権利の補償を謳っている。しかしながら、先行研究が指摘してきたように、法律に定められた権利と、難民や庇護申請者がその権利を行使することのあいだにはギャップが存在する。しかも近年では、難民の認定率が低下するのみならず、以前は必要とされなかった「子ども自身の庇護申請受理証明書」などが求められるようになったり、難民や庇護申請者の親から生まれた子どもに対して出生証明書の発行を停止するという規則の提案が行われたりするなど、難民や庇護申請者という滞在資格に伴う脆弱性はま

34) この点に関して、2019年6月19日、西ケープ州高等裁判所が、難民と庇護申請者の配偶者および扶養家族について、一定の文書資料（結婚証明書や出生証明書、これらをもたない場合には宣誓供述書）の提出を条件に家族統合の権利を認めるよう内務省に対して裁判所命令を下したことは大きな前進である。この裁判所命令は、2016年にケープタウンの難民支援団体が難民と庇護申請者の家族統合の権利を求めて起こした裁判において下されたものである（Scalabrini 2019）。ただし、本章で述べてきたように、難民受付事務所の役人が裁量権を保持した状態では命令の遵守について懸念が残る。

すます増加している。南アフリカ政府は、難民を一時的な滞在者としてとらえる傾向を前面に押し出すようになっており、社会的統合については著しい後退が見られるのである。こういった政策の動向や、しばしば起こる外国人を標的とする暴力的な排斥行為、そして家賃を払うための日々の苦労から、コンゴ人女性たちはジョハネスバーグでの生活に将来性を見出すことが難しくなっている。

カナダに行く機会があったら、神様がドアを開いてくれたら、カナダに行くわ。…ジョハネスバーグにいるのはほかに行くところがないからよ。[筆者：カナダに知り合いがいるんですか？] …いないけれど、あの国はきっといいところだと信じてる（No.2）。

ジョハネスバーグに住み続けたくないなんかないわ。コンゴ以外の国ならどこでもいいから行きたい。…今コンゴに帰る必要はないの。ニュースでみんなが大変な目に遭っているのを見ているんだもの。交通費さえあれば、モザンビークやジンバブウェ、マラウイにある難民キャンプに行ってもいいわ。だって、キャンプに行けば住宅はタダだし、食料ももらえるでしょ（No.9）。

北米やヨーロッパへの移住を夢見る女性は多いが、それが実現する見込みは小さい。他方で、コンゴへの帰国については、カビラ政権による迫害が続いていることを理由に「いつかは帰りたいが、今はまだ」という意識をもつ女性たちが多くいた。また、たとえ紛争や迫害がなくなったとしても、家族全員の交通費をどう捻出するかという経済的問題、土産なしでは帰れないという恥の意識、帰国後の生計手段に関する不安、そして南アフリカで子どもが英語で教育を受けていることなどを理由に、コンゴへの帰国を近い将来の現実的な選択肢として考えている女性は皆無であった³⁵⁾。

それゆえ南アフリカへの社会的統合は、コンゴ人女性たちにとって喫緊の

課題である。そして女性たちは、非常にストレスの多いジョハネスバーグでの生活で、トラブルを避けるために自分たちなりの経験にもとづく知恵を絞り、コンゴで行っていた生計活動を南アフリカでも行うことによって、精一杯暮らしている、というのが本章の結論の最後の点である。ジョハネスバーグで外国人が集住する地区に住むことは、同胞のネットワークや社会資本に頼ることのみならず、目立たないように隠れて暮らすことも可能にする。ヨービルのような移民集住地区は、ジョハネスバーグではある意味、異質な空間となっている。しかし自分自身も移民・難民であるならば、その空間にいれば目立つことはない。路上で警察に呼び止められることを避けるために乳児を背負って出かけることや、路上での商売を早朝と夕方以降に限ること、夜が明ける前から難民受付事務所の列に並んで庇護申請受理証明書の更新を受けるといったようなことは、非常に小さな工夫に見えるかもしれない。だが、目立たないように小さな工夫や努力を重ねて暮らしていくことは、コンゴ人女性たちが南アフリカの大都市に事實上、統合され、都市社会の一部となるために必要な、とても重要なことなのである。

〔参考文献〕

〈日本語文献〉

伊豫谷登士翁 2017. 「『難民』の生まれる時代——グローバリゼーションの時代における人の移動」駒井洋監修・人見泰弘編『難民問題と人権理念の危機

35) 本章執筆のためのインタビュー調査は2018年11月に終了した。その後12月末にコンゴでは2016年から延期されていた大統領選挙と国会議員選挙が行われた。選挙不正が指摘されたが、2019年1月、野党UDPSのフェリクス・チセケディ (Félix Tshisekedi) 党首が大統領に就任した。ジョハネスバーグ在住コンゴ人の多くが大統領選挙でのチセケディの勝利を歓迎した模様だが、チセケディとカビラのあいだには密約があったと噂され、カビラ前大統領が政治的影響力を失ったとは考えられていない。そのため、2019年前半の時点では、チセケディ新大統領の就任を機にコンゴへの帰国を検討し始めたという声は聞かれなかった (2019年3月と5月に実施したジョハネスバーグでの聞き取り調査より)。

- 『国民国家体制の矛盾』明石書店, 24-41.
- 小泉康一 2017. 『グローバル・イシュー——都市難民』ナカニシヤ出版.
- 2018.『変貌する「難民」と崩壊する国際人道制度——21世紀における難民・強制移動研究の分析枠組み』ナカニシヤ出版.
- 佐藤千鶴子 2016. 「南アフリカの移民・難民問題」『アジ研ワールド・トレンド』(253) (11月): 20-23.
- 2018.「南アフリカにおける難民保護体制と難民受け入れの変遷」児玉由佳編『アフリカにおける女性の国際労働移動』調査研究報告書. アジア経済研究所, 39-58.
- 杉木明子 2011. 「サハラ以南アフリカの難民と定住化——ウガンダの事例から」小倉充夫・駒井洋編『ブラック・ディアスボラ』明石書店, 131-157.
- 2012. 「アフリカにおける難民保護と国際難民レジーム」川端正久・落合雄彦編『アフリカと世界』晃洋書房, 359-384.
- 2018.『国際的難民保護と負担分担——新たな難民政策の可能性を求めて』法律文化社.
- 武内進一 2008. 「コンゴ民主共和国の和平プロセス——国際社会の主導性と課題」武内進一編『戦争と平和の間——紛争勃発後のアフリカと国際社会』アジア経済研究所, 125-162.
- 2010.「コンゴ民主共和国における紛争解決の難航」川端正久・武内進一・落合雄彦編『紛争解決——アフリカの経験と展望』ミネルヴァ書房, 36-80.
- 橋本直子 2014. 「混在移動——人身取引と庇護の連関性」墓田桂・杉木明子・池田丈佑・小澤藍編著『難民・強制移動研究のフロンティア』現代人文社, 244-262.

〈外国語文献〉

- Ampofo-Anti, Ohene Yaw 2018. "Victory for Asylum Seekers in Constitutional Court: Court Rules on Extension of Temporary Permits." GroundUp, 30 May. (<http://www.groundup.org.za/article/victory-asylum-seekers-constitutional-court/>, 2018年10月31日アクセス).
- Berwouts, Kris 2017. *Congo's Violent Peace: Conflict and Struggle Since the Great African War*. London: Zed Books.
- Brotman, Dan 2018. "The Faces behind SA's Citizenship Nightmare." Mail and Guardian Online, 5 July. (https://mg.co.za/article/2018-07-05-00-the-faces-behind-sas-citizenship-nightmare?utm_source=Mail%26+Guardian&utm_medium=email&utm_campaign=Daily+newsletter&utm_term=https%3A%2F%2Fmg.co.za%2Farticle%2F2018-07-05-00-the-faces-behind-sas-citizenship-nightmare, 2018年7月6日アクセス).
- Campbell, Elizabeth H. 2015. "Increasing Urban Refugee Protection in Nairobi." In *Urban Refugees: Challenges in Protection, Services and Policy*, edited by K.

- Koizumi and G. Hoffstaedter. London: Routledge, 98-115.
- Centre for Child Law, Lawyers for Human Rights, the Scalabrini Centre of Cape Town and the UCT Refugee Law Clinic 2018. "Joint Press Release: Home Affairs to Discontinue Birth Certificates for Foreign Children." 14 November. (<http://www.lhr.org.za/news/2018/home-affairs-discontinue-birth-certificates-foreign-children>, 2019年2月7日アクセス).
- Clark-Kazak, Christina R. 2011. *Recounting Migration: Political Narratives of Congolese Young People in Uganda*. Montreal and Kingston: McGill-Queen's University Press.
- Cock, Jacklyn 1980. *Maids and Madams: A Study in the Politics of Exploitation*. Johannesburg: Ravan Press.
- Crush, Jonathan, Abel Chikanda and Caroline Skinner 2015. "Migrant Entrepreneurship and Informality in South African Cities." In *Mean Streets: Migration, Xenophobia and Informality in South Africa*, edited by Jonathan Crush, Abel Chikanda and Caroline Skinner. Waterloo, Cape Town and Nairobi: Southern African Migration Programme (SAMP), the African Centre for Cities (ACC) and the International Development Research Centre (IDRC), 1-24.
- Crush, Jonathan, Caroline Skinner and Manal Stulgaitis 2017. *Rendering South Africa Undesirable: A Critique of Refugee and Informal Sector Policy*. SAMP Migration Policy Series 79. Waterloo: SAMP. (<http://samponline.org/wp-content/uploads/2017/08/SAMP-79.pdf>, 2018年3月1日アクセス).
- Crush, Jonathan and Daniel Tevera eds. 2010. *Zimbabwe's Exodus: Crisis, Migration, Survival*. Cape Town and Ottawa: SAMP and IDRC.
- DHA (Department of Home Affairs, South Africa) 2017. *White Paper on International Migration for South Africa*. DHA, South Africa. (<http://www.dha.gov.za/WhitePaperonInternationalMigration-20170602.pdf>, 2019年11月26日アクセス).
- Fidani, Geneviève 1993. "Les Zaïrois à l'assaut de Johannesburg." *Jeune Afrique* (1690) (Du 27 mai au 2 juin): 52-54.
- Handmaker, Jeff 1999. "Who Determines Policy? Promoting the Right of Asylum in South Africa." *International Journal of Refugee Law* 11 (2): 290-309.
- 2002. "Evaluating Refugee Protection in South Africa." SAMP Migration Policy Brief No. 7. (<http://samponline.org/wp-content/uploads/2016/10/brief7.pdf>, 2018年2月22日アクセス).
- Handmaker, Jeff, Lee Anne de la Hunt and Jonathan Klaaren eds. 2008. *Advancing Refugee Protection in South Africa*. Oxford: Berghahn Books.
- Hayden, Bridget 2006. "What's in a Name? The Nature of the Individual in Refugee Studies." *Journal of Refugee Studies* 19 (4): 471-487.
- Hoffstaedter, Gerhard 2015. "Between a Rock and a Hard Place: Urban Refugees in a Global Context." In *Urban Refugees: Challenges in Protection, Services and Policy*,

- edited by K. Koizumi and G. Hoffstaedter. London: Routledge, 1-10.
- HRW (Human Rights Watch) 2019. "World Report 2019: Democratic Republic of Congo." (<https://www.hrw.org/world-report/2019/country-chapters/democratic-republic-congo#>, 2019年1月30日アクセス).
- Jacobsen, Karen 2006. "Refugees and Asylum Seekers in Urban Areas: A Livelihoods Perspective." *Journal of Refugee Studies* 19 (3): 273-286.
- Kadima, Denis 2001. "Motivations for Emigration and Character of the Economic Contribution of Congolese Emigrants in South Africa." In *African Immigration to South Africa: Francophone Migration of the 1990s*, edited by A. Morris and A. Bouillon. Pretoria: Protea and French Institute of South Africa (IFAS), 90-111.
- Katsaura, Obvious and Toshihiro Abe 2016. "Mediated Multinational Urbanism: A Johannesburg Exemplar." *Social Dynamics* 42 (1): 106-121.
- Kennes, Erik and Miles Larmer 2016. *The Katangese Gendarmes and War in Central Africa: Fighting Their Way Home*. Bloomington: Indiana University Press.
- Khan, Fatima 2011. "Reunification of the Refugee Family in South Africa: A Legal Right?" *Refugee* 28 (2): 77-91.
- Kisangani, Emizet François 2016. *Historical Dictionary of the Democratic Republic of the Congo*. Fourth Edition. London: Rowman and Littlefield.
- Koizumi, Koichi and Gerhard Hoffstaedter eds. 2015. *Urban Refugees: Challenges in Protection, Services and Policy*. London: Routledge.
- Landau, Loren B. 2006. "Protection and Dignity in Johannesburg: Shortcomings of South Africa's Urban Refugee Policy." *Journal of Refugee Studies* 19 (3): 308-327.
- ed. 2011. *Exorcising the Demons within: Xenophobia, Violence and Statecraft in Contemporary South Africa*. Johannesburg: Wits University Press.
- Landau, Loren B. and Roni Amit 2014. "Wither Policy? Southern African Perspectives on Understanding Law, 'Refugee' Policy and Protection." *Journal of Refugee Studies* 27 (4): 534-552.
- Landau, Loren B. and Marguerite Duponchel 2011. "Laws, Policies, or Social Position? Capabilities and the Determinants of Effective Protection in Four African Cities." *Journal of Refugee Studies* 24 (1): 1-22.
- Landau, Loren B. and Tanya Pampalone eds. 2018. *I Want to Go Home Forever: Stories of Becoming and Belonging in South Africa's Great Metropolis*. Johannesburg: Wits University Press.
- Lyytinen, Eveliina 2015. "The Politics of Mistrust: Congolese Refugees and the Institutions Providing Refugee Protection in Kampala, Uganda." In *Urban Refugees: Challenges in Protection, Services and Policy*, edited by K. Koizumi and G. Hoffstaedter. London: Routledge, 98-115.
- Mabuza, Ernest 2018. "Lawyers for DRC Family Go to Court over Right to SA Citizenship." Business Day Online. 5 March. (<https://www.businesslive.co.za/bd/>

- national/2018-03-05-lawyers-for-drc-family-go-to-court-over-right-to-sa-citizenship/, 2018年3月6日アクセス).
- MacGaffey, Janet and Rémy Bazenguissa-Ganga 2000. *Congo-Paris: Transnational Traders on the Margins of the Law*. Oxford and Bloomington: James Currey and Indiana University Press.
- Meger, Sara 2010. "Rape of the Congo: Understanding Sexual Violence in the Conflict in the Democratic Republic of Congo." *Journal of Contemporary African Studies* 28 (2): 119-135.
- Milner, James 2009. *Refugees, the State and the Politics of Asylum in Africa*. Basingstoke: Palgrave Macmillan.
- Morris, Alan 2001a. "Introduction." In *African Immigration to South Africa: Francophone Migration of the 1990s*, edited by A. Morris and A. Bouillon. Pretoria: Protea and IFAS, 9-17.
- 2001b. "'Our Fellow Africans Make Our Lives Hell': The Lives of Congolese and Nigerians Living in Johannesburg." In *African Immigration to South Africa: Francophone Migration of the 1990s*, edited by A. Morris and A. Bouillon. Pretoria: Protea and IFAS, 68-89.
- Morris, Alan and Antoine Bouillon eds. 2001. *African Immigration to South Africa: Francophone Migration of the 1990s*. Pretoria: Protea and IFAS.
- Nzongola-Ntalaja, Georges 2003. *The Congo from Leopold to Kabila: A People's History*. London and New York: Zed Books, Second Impression (First impression was published in 2002).
- OAU (Organisation of African Unity) 1969. OAU Convention Governing the Specific Aspects of Refugee Problems in Africa. 10 September. (<https://www.refworld.org/docid/3ae6b36018.html>, 2019年11月26日アクセス).
- Owen, Joy N. 2011. "On se Débrouille": Congolese Migrants' Search for Survival and Success in Muizenberg, Cape Town." Doctoral thesis, Rhodes University.
- Palmary, Ingrid, Janine Rauch and Graeme Simpson 2003. "Violent Crime in Johannesburg." In *Emerging Johannesburg: Perspectives on the Postapartheid City*, edited by Richard Tomlinson, Robert A. Beauregard, Lindsay Bremmer and Xolela Mangcu. London: Routledge, 101-122.
- PMG (Parliamentary Monitoring Group, South Africa) 2016. Portfolio Committee on Home Affairs, Refugees Amendment Bill [B12-2016]: Public Hearings, 15 November. (<https://pmg.org.za/committee-meeting/23661/>, 2017年8月4日 アクセス).
- 2017. Portfolio Committee on Home Affairs, Refugees Amendment Bill [B12-2016]: Public Hearings, 24 January. (<https://pmg.org.za/committee-meeting/23871/>, 2017年8月4日 アクセス).
- Rawlence, Ben 2016. *City of Thorns: Nine Lives in the World's Largest Refugee Camp*.

- London: Portobello.
- Reyntjens, Filip 2009. *The Great African War: Congo and Regional Geopolitics, 1996-2006*. New York: Cambridge University Press.
- Sato, Chizuko 2013. "The Challenge of Black Economic Empowerment." In *Public Policy and Transformation in South Africa after Democratisation*, edited by Kumiko Makino and Chizuko Sato. IDE Spot Survey 33. Chiba: Institute of Developing Economies, 11-31.
- Scalabrini (Scalabrini Centre of Cape Town) 2017. "High Court Rules on South Africa Citizenship Act." 7 September. (<https://scalabrini.org.za/high-court-rules-on-south-africa-citizenship-act/>, 2019年2月1日アクセス).
- 2019. "Press Release: Life-changing Court Order for Refugees' Spouses and Children Handed Down, Day before World Refugee Day." 19 June. (<https://scalabrini.org.za/news/press-release-life-changing-court-order-for-refugees-spouses-and-children-handed-down-day-before-world-refugee-day/>, 2019年7月22日アクセス).
- Schoepf, Brooke Grundfest and Walu Engundu 1991. "Women's Trade and Contributions to Household Budgets in Kinshasa." In *The Real Economy of Zaire: The Contribution of Smuggling and Other Unofficial Activities to National Wealth*, by Janet MacGaffey with Vwakyanakazi Mukohya, Rukarangira wa Nkera, Brooke Grundfest Schoepf, Makwala ma Mavambu ye Beda and Walu Engundu. London: James Currey, 124-151.
- Segatti, Aurelia 2014. *A Disposable Workforce: Foreign Health Professionals in the South African Public Service*. MiWORC (Migration for Work Research Consortium) Report No.7. Johannesburg: African Centre for Migration and Society (ACMS), University of the Witwatersrand.
- Simone, AbdouMaliq 2001. "African Migration and the Remaking of Inner City Johannesburg." In *African Immigration to South Africa: Francophone Migration of the 1990s*, edited by A. Morris and A. Bouillon. Pretoria: Protea and IFAS, 150-170.
- Stearns, Jason K. 2011. *Dancing in the Glory of Monsters: The Collapse of the Congo and the Great War of Africa*. New York: Public Affairs.
- Steinberg, Johnny 2014. *A Man of Good Hope*. Johannesburg and Cape Town: Jonathan Ball Publishers.
- Trefon, Theodore 2011. *Congo Masquerade: The Political Culture of Aid Inefficiency and Reform Failure*. London and New York: Zed Books.
- UNHCR (United Nations High Commissioner for Refugees) 2007. *UNHCR Statistical Yearbook 2006*. (<https://www.unhcr.org/statistics/country/478cda572/unhcr-statistical-yearbook-2006.html>, 2016年7月22日アクセス).
- 2009. *UNHCR Policy on Refugee Protection and Solutions in Urban Areas*. (<https://www.unhcr.org/statistics/country/478cda572/unhcr-statistical-yearbook-2006.html>, 2016年7月22日アクセス).

- www.unhcr.org/protection/hcdialogue%20/4ab356ab6/unhcr-policy-refugee-protection-solutions-urban-areas.html, 2019年2月3日アクセス).
- n.d. [2011]. *Convention and Protocol Relating to the Status of Refugees*. (<http://www.unhcr.org/3b66c2aa10.pdf>, 2018年3月2日アクセス).
- 2017. *UNHCR Statistical Yearbook 2016*. (<https://www.unhcr.org/statistics/country/5a8ee0387/unhcr-statistical-yearbook-2016-16th-edition.html>, 2018年3月2日アクセス).
- 2018. *Global Trends: Forced Displacement in 2017*. (<https://www.unhcr.org/globaltrends2017/>, 2018年4月8日アクセス).
- various years. *UNHCR Statistical Yearbook*. (<https://www.unhcr.org/statistical-yearbooks.html>, 2018年3月2日アクセス).
- UNHCR Regional Office for Southern Africa 2014. Presentation Given to the Parliamentary Portfolio Committee of Home Affairs. 11 November. Cape Town, South Africa.
- Van Hear, Nicholas, Rebecca Brubaker and Thais Bessa 2009. "Managing Mobility for Human Development: The Growing Salience of Mixed Migration." UNDP Human Development Reports Research Paper 2009/20.
- Vinckel, Sandrine 2015. "Violence and Everyday Interactions between Katangese and Kasaians: Memory and Elections in Two Katanga Cities." *Africa* 85 (1): 78-102.
- World Bank 2016. *Migration and Remittances Factbook 2016*. 3rd Edition. Washington, D.C.: World Bank. DOI: 10.1596/978-1-4648-0319-2. (2018年5月7日アクセス).

〈法律（南アフリカ）〉

Refugees Act, No.130 of 1998.

Refugee Regulations (Forms and Procedures), R 366 of 2000.

South African Citizenship Amendment Act, No.17 of 2010.

〈データベース〉

UNDESA (United Nations, Department of Economic and Social Affairs, Population Division) 2017. *Trends in International Migrant Stock: The 2017 Revision (United Nations Database, POP/DB/MIG/Stock/Rev.2017)*. New York: United Nations. (<http://www.un.org/en/development/desa/population/migration/data/estimates2/estimates17.shtml>, 2019年1月28日アクセス).

UNHCR *Population Statistics*. (<http://popstats.unhcr.org/en/overview>, 2019年9月20日アクセス).

[謝辞]

本研究の現地調査の一部は、科研費（課題番号17K02064, 17H02235）の支援により行われました。本研究は、ジョハネスバーグの2つの移民・難民当事者団体、そしてインタビューに応じてくださった同市在住コンゴ人の方々の協力なしでは実現しませんでした。コンゴの歴史や戦争、戦後の復興過程の問題点についてはコンゴ勉強会での議論を通じて多くを学びました。本研究の遂行を支えてくださったすべての方々に心より感謝申し上げます。

付表 インタビュー実施者一覧

No.	インタビュー実施日	年齢	性別	到来年	滞在資格	コシゴの出身・居住地 ¹⁾	民族集団 ²⁾	配偶者の有無 ³⁾	ジョハネスバーグでの居住地	ジョハネスバーグ在住家族 ⁴⁾
1	27/1/2018	36	F	2013	認定難民 パコンゴ→北キヴ	Mkongo	シングルマザー	ヨービル	いとこ	
2	1/2/2018	32	F	2010	庇護申請者 カタンガ	不明	既婚	ヨービル	夫、子3	
3	1/2/2018	28	F	2008	庇護申請者 キンシャサ→北キヴ	Mluba	既婚	ロビツテンビル	夫、義兄、甥とその夫	
4	2/2/2018	42	F	2008	庇護申請者 キンシャサ→北キヴ	Mkongo	既婚	ヨービル	夫、義兄、甥とその妻	
5	2/2/2018	33	F	2005	永住権 南キヴ	Mbembe	既婚	ヨービル	夫、子1、いとこ	
6	3/2/2018	38	F	2007	庇護申請者 キンシャサ	不明	シングルマザー	ヨービル	子3、兄、姉	
7	5/2/2018	45	F	2006	庇護申請者 カタンガ	不明	シングルマザー	レア	なし	
8	5/2/2018	32	F	2013	認定難民 キンシャサ	Mluba	シングルマザー	ヨービル	子1、いとこ	
9	6/2/2018	32	F	2012	庇護申請者 南キヴ	Mbembe	既婚	ベルトムズ	夫、子5、兄、義兄	
10	20/8/2018	35	F	2010	庇護申請者 パコンゴ→キンシャサ	Mkongo	既婚	ヨービル	夫、子2、姉	
11	20/8/2018	26	F	2012	庇護申請者 北キヴ	Mluba	シングルマザー	ヨービル	子1	
12	26/8/2018	34	F	2003	非正規 キンシャサ	Mluba	既婚	ヨービル	夫、子5、兄2、叔父	
13	27/8/2018	36	F	2006	庇護申請者 南キヴ	Mfariilo	シングルマザー	ホートン	子3、亡き姉の子2	
14	29/8/2018	38	F	2013	庇護申請者 オリエンテール→カタンガ	Mshi	シングルマザー	ヨービル	子3	
15	29/8/2018	40	F	2006	庇護申請者 南キヴ	Yogo	シングルマザー	ヨービル	子2	
16	3/9/2018	37	F	2005	認定難民 カタンガ	Mubangubangu	既婚	ヨービル	夫、子2	
17	4/9/2018	44	F	2014	庇護申請者 キンシャサ→カタンガ	Mai-Ndombe	シングルマザー	ベズ・バレー	子5	
18	4/9/2018	54	F	2004	認定難民 キンシャサ→キヴ	Mkongo	シングルマザー	ヨービル	子1、姉とその子1	
19	4/9/2018	35	F	2010	庇護申請者 南キヴ	Lega	シングルマザー	ヨービル	子2、姉	
20	5/9/2018	36	F	2010	庇護申請者 キンシャサ	Mungala	シングルマザー	ヨービル	子2、叔父2	
21	5/9/2018	44	F	2007	庇護申請者 シャサ	Mungala	シングルマザー	ヨービル	子1	
22	6/9/2018	44	F	2006	非正規 カタンガ	Mubukat	シングルマザー	ヨービル	子4、亡き姉の子4	
23	6/9/2018	30	F	2013	非正規 バンドwandwa→キンシャサ	Mmbala	未婚 ⁵⁾	ヨービル	子1	
24	6/9/2018	36	F	2007	庇護申請者 キンシャサ→北キヴ→カ	Musakata	シングルマザー	ヨービル	子4	
25	6/9/2018	40	F	2009	庇護申請者 タンガ	Mkongo	シングルマザー	ベルビュー	子2	

26	26/11/2018	42	F	2009	非正規	バコンゴ→キンシャサ	Mkongo	既婚	ヨーピル	夫、子5
27	26/11/2018	44	F	2008	庇護申請者	エカトール→キンシャサ →北キヴ	Mungala	シングルマザー	ヨーピル	子5
28	27/11/2018	34	F	2005	認定難民	西カサイ→キンシャサ	Mluba	シングルマザー	ペレア	子3、姉5
29	27/11/2018	26	F	2011	非正規	東カサイ→カタンガ	Mluba	既婚	ペレア	子1
30	28/11/2018	33	F	2014	庇護申請者	西カサイ→カタンガ	Mluba	既婚	ベルトラムズ	夫、子1 叔母とその夫と子2
31	28/11/2018	18	F	2007	庇護申請者	キンシャサ 南キヴ	Mkongo	未嫁	ヨーピル	夫、子2、姉
32	29/11/2018	40	F	2010	庇護申請者	キンシャサ 南キヴ	Mshi	既婚	ヨーピル	夫、子6、姉、いとこ
33	29/11/2018	44	F	2002	認定難民	カタンガ	Bemba	既婚	ルーデボート	夫、姉、兄
34	29/11/2018	38	F	2005	認定難民	カタンガ	Mluba	既婚	ヨーピル	子7、兄
35	29/11/2018	42	F	2007	庇護申請者	キンシャサ	Mungala	シングルマザー	ブルマ	妻、子1
36	27/11/2018	31	M	2014	非正規	カタンガ 北キヴ	不明	既婚	ヨーピル	妻、子4、いとこ
37	1/2/2018	45	M	2007	庇護申請者	カタンガ→北キヴ	不明	既婚	ヨーピル	妻、子3、いとこ
38	3/2/2018	39	M	2007	非正規	バコンゴ→キンシャサ カタンガ	不明	既婚	ベズ・バレー	妻、子6 なし
39	3/2/2018	36	M	2008	庇護申請者	南キヴ 北キヴ	不明	既婚	ヨーピル	いとこ
40	5/2/2018	27	M	2016	庇護申請者	ボランティ 東カサイ	Mluba	未嫁	ペレア	
41	21/8/2018	35	M	2008	ア・ビザ	キンシャサ	Kwili	既婚	ヨーピル	姉
42	23/8/2018	33	M	2015	庇護申請者	キンシャサ	Mkongo	未婚	オブザーバトリ	なし
43	26/11/2018	21	M	2016	庇護申請者	キンシャサ	Mungala	未婚	ヨーピル	叔父
44	26/11/2018	25	M	2010	庇護申請者	エカトール→北キヴ	Mongo	既婚	ヨーピル	妻、子3、兄3、いとこ
45	28/11/2018	42	M	2008	庇護申請者	キンシャサ→カタンガ				

(出所) 筆者によるインタビュー調査(2018年1~2月、8~9月、11月に実施)。

- (注)1) 「→」は南アフリカに移住する前のコンゴ国内での移動を示す。
 2) 民族集團については、2018年1~2月に実施した調査では質問項目に入っていないかったため、話の流れで民族名を確認した人以外は不明となっている。
 3) コンゴのみに子どもがいる女性もシングルマザーとなっている。
 4) 僅宜的に英語のsisterは姉、brotherは兄と訳した。いとこに関しては数について明確な答えが得られなかつた場合が多く、數は示していない。
 5) 未婚だが、南アフリカ国内に住むコンゴ人ボーライフレンドが子の父親であり、生計を支援していく事実婚に近いためシングルマザーにはカウントしなかった。

